

弘前商工会議所  
会頭 清藤 哲夫 様

## 平成 2 9 年度重点要望事項に対する回答書

弘 前 市

要望事項41項目(昨年度49項目) うち新規20項目 うち継続21項目

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
「ひとづくり」				
子育て				
1	新規	子育て支援について	健康福祉部 子育て支援課	1
こどもの学び				
2	新規	弘前市教育委員会が実施する市内全小中学校学力テストの見直しについて	教育委員会 学校指導課	2
3	新規	地方スクーリングサテライトの設置について	経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター	3
多様な学び				
4	新規	全ての人たちが住みよいまちづくりについて	経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター	4
5	新規	小学校の図書室の本の入替えについて	教育委員会 学務健康課	5
6	新規	文化・スポーツ活動の拠点となる施設の効率的・計画的な整備とより効果的な運営・管理について	教育委員会 弘前図書館 学校づくり推進課 財務部 財産管理課	6
「まちづくり」				
雪対策				
7	継続	冬季間における快適な生活と安定した交通の確保について	建設部 道路維持課	8
都市環境				
8	新規	JR弘前駅中央口から大町遊歩道へのペDESTリアンデッキ(歩行者専用高架通路)の架設について	都市環境部 都市政策課 建設部 建設政策課	9
9	継続	市街化調整区域の柔軟な対応について	建設部 建築指導課	10
10	継続	都市計画における用途区域に関する柔軟な対応について	都市環境部 都市政策課	11
11	継続	宅地開発に係る支援について	都市環境部 都市政策課 上下水道部 工務課 建設部 建築指導課	12
12	新規	桜大通り周辺の景観について	建設部 道路維持課	13
13	新規	「まちなかぐらし」に向けた整備の促進について	都市環境部 都市政策課	14
生活基盤				
14	継続	弘前市の生活環境の向上や交通安全について	都市環境部 都市政策課 建設部 建設政策課 道路維持課 観光振興部 観光政策課	16

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
15	継続	地域内公共交通ネットワークの再構築について	都市環境部 都市政策課	18
16	継続	弘前城北公園交通広場の更なる整備充実と広報活動強化による利用率の向上について	都市環境部 都市政策課	19
エネルギー・環境				
17	継続	カラス・害虫被害対策について	都市環境部 環境管理課 建設部 道路維持課	20
18	新規	ごみのリサイクル率アップのための更なる取り組みについて	都市環境部 環境管理課	22
19	新規	再生可能エネルギーに関する補助金の制定について	都市環境部 スマートシティ推進室	23
「なりわいづくり」				
農林業振興				
20	継続	農商工連携と6次産業化に対する支援について	農林部 農業政策課 商工振興部 産業育成課	24
21	継続	りんご産業の推進について	農林部 りんご課 農業政策課 農業委員会事務局 観光振興部 観光政策課	26
観光振興				
22	継続	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期制定について	商工振興部 商工政策課	30
23	継続	岩木山の豊かな環境を活用した岩木地区の利活用について	岩木総合支所 総務課 観光振興部 観光政策課	32
24	新規	りんご神社(仮称)の設置について	農林部 りんご課	33
25	新規	海外からのFIT(個人海外旅行)旅行者の獲得と受け入れ環境の整備について	観光振興部 国際広域観光課 財務部 情報システム課	34
26	新規	弘前さくらまつり開催100周年記念事業実施に対する支援について	観光振興部 観光政策課	37
商工業振興				
27	継続	ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成について	商工振興部 商工政策課 教育委員会 教育センター	38
28	継続	学生対象の溶接技術講習会並びに溶接競技大会開催の際の支援について	商工振興部 商工政策課	40
29	継続	「弘前ブランド」を国内外へ発信できる施策の検討について	商工振興部 商工政策課	41
30	継続	弘前市融資制度(特別保証融資)の拡充について	商工振興部 商工政策課	42
31	継続	マル経融資制度の利子補給の実施について	商工振興部 商工政策課	43
32	新規	新規学卒者など若者の地元就職に向けた施策の推進について	商工振興部 商工政策課	44
33	新規	スポーツ振興による経済活性化について	市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課	46

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
「その他」				
34	継続	各種イベントの効果測定の実施と測定結果の周知等について	観光振興部 観光政策課	48
35	継続	公衆用道路の固定資産税非課税基準の緩和について	財務部 資産税課	49
36	継続	青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る 国、県、関係機関等に対する要望活動について	都市環境部 都市政策課 建設部 建設政策課	50
37	新規	ICTを活用した地方創生弘前型モデルの構築について	財務部 情報システム課 経営戦略部 広報広報課	52
38	新規	ヘルプマークの普及について	健康福祉部 福祉政策課	55
39	新規	ふるさと納税について	経営戦略部 広報広報課	56
40	新規	女性が活躍できる取り組みをしている企業のPRについて	市民文化スポーツ部 市民協働政策課 商工振興部 商工政策課	57
41	継続	「弘前ブランドセンター」設立に向けた支援について	商工振興部 商工政策課	58

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 1

子育て支援について

要望事項の内容

現在弘前市では、核家族化の進展や、夫婦共稼ぎ家庭の増加により、子どもの保育サービスに対する需要が高まっております。

つきましては、様々な環境にある子育て家庭が、子どもを生き育てることに強い不安感や負担感を感じることなく心豊かに子育てできるよう下記について要望いたします。

現在弘前市で実施している子育て支援策の中でも、子どもの医療費に対する助成や保育料の軽減といった、各種子育て助成金制度の拡充。

弘前市が平成24年度から27年度まで実施し、市民に周知され好評であり、現在も再開の要望が強い弘前市子育てスマイルアップ補助金の復活。

健康福祉部 子育て支援課

## 市の処理方針

経緯

子ども医療費の給付や保育料の軽減、予防接種費用などについて、市が独自に負担することで、子育て世帯の経済的な負担を軽減しています。

子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業は、子育てに適した住環境の創出などを目的に、4年間を実施期間として開始し、所期の目的を達成したため、平成27年度をもって終了いたしました。

今後の処理方針

各種の子育て支援制度については、子ども医療費の給付や保育料の軽減などの拡充に取り組むほか、新たに多子世帯への学校給食費や上下水道料金の軽減にも取り組み、子育て世帯の経済的な負担を軽減していく予定としております。

子育てスマイルアップ補助事業については、事業に係る財源を確保できる見込みがないことから、復活することは困難ですが、子育て世帯の住環境に関しましては、平成27年度から空き家・空き地利活用事業での子育て世帯に対する優遇を行っており、移住対策として、子育て世帯の新築の建物取得に対する助成にも取り組んでいく予定としております。

担当：子育て支援課 課長補佐 石田 剛 内線560

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 2

弘前市教育委員会が実施する市内全小中学校学力テストの見直しについて

要望事項の内容

現在、弘前市教育委員会が市内全小中学校で4月に実施している標準学力テストについては、国（文部科学省）や県による同様な学力調査が行われております。つきましては、同様な学力調査がある以上、教育委員会が実施している学力テストについては屋上屋を架す印象を与えることから、経費削減の見地からも見直ししていただきますよう要望いたします。

あわせて予算を使って実施するのであれば、その目的・結果・今後の対策などの検証結果をお示しいただきますよう要望いたします。

教育委員会 学校指導課

## 市の処理方針

経緯

弘前市教育委員会が4月に実施している「標準学力検査（NRT）」（以下、NRT）は、「知能検査」と同時期に実施し、児童生徒一人一人の知能と学力を相関させて結果を分析するものであります。この二つを関連させて分析した場合、児童生徒はバランスドアチーバー（知能と学力のバランスがとれている）、オーバーアチーバー（知能から期待される学力より成績が高い）、アンダーアチーバー（知能から期待される学力より成績が低い）という3つのタイプに分類でき、一人一人に応じた指導に生かせるという特徴があります。文部科学省の全国学力・学習状況調査（以下、全国学調）や、青森県教育委員会の学習状況調査（以下、県学調）は、各学校の学力の傾向把握によって、指導を改善することを目的としているため、知能と学力との相関に基づいた一人一人の情報を得ることはできません。

全国学調や県学調とは違い、NRTや知能検査の結果は、6月中には各小・中学校に届くため、教育相談や夏休みの三者面談等において、本人及び保護者へ「分析シート」を配付して結果を説明することができます。また教育委員会におきましても、小・中学校の結果を分析した上で、各学校に情報提供し、具体的な指導改善に活用しております。

今後の処理方針

これらのことから、市教委といたしましては、NRTを学力向上対策事業のR-PDCAサイクルに位置付け、授業づくりはもちろん、学級の集団づくり、そして一人一人への具体的指導場面におきましても、NRT及び知能検査が大変重要であると考えております。学力向上には家庭の協力も欠かせないことから、NRTの分析結果を市のホームページや広報ひろさき、教育フェスティバル等で紹介しながら、市民の皆様からも本市の教育に御理解、御協力をいただけるような情報発信をしており、今後も検査の継続を考えています。

担当：学校指導課 指導主事 前田 清幸 内線 778

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 3

地方スクーリングサテライトの設置について

要望事項の内容

現在、家庭の経済的理由から適正な教育を受けることが困難な子どもたちの存在が見受けられます。

つきましては、弘前市においても子供たちの教育環境における格差是正の観点から、多角的な奨学助成支援メニューと並行し、夜間大学・通信制大学といった既存施設を活用した地方スクーリングサテライトの設置を要望いたします。

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

## 市の処理方針

経緯

- ・ 当市は、弘前大学、弘前学院大学、東北女子大学、東北女子短期大学、弘前医療福祉大学、放送大学青森学習センターが開設される学都であるとともに、各大学においては、市民に開かれた大学として、市民向けの講座等も多数実施されております。

- ・ また、当市では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生の方（市内に住所を有する過程の被扶養者で大学、専門学校または高等学校に在学している方）に対し、有能な人材育成に資することを目的に、学資を貸与する奨学金制度を創設しています。

今後の処理方針

上記のような状況の中、地方スクーリングサテライトは本来、大学側が設置するものであることから、まずは教育内容に対する受講者ニーズの把握を含め、市内の高等教育機関等において、教育環境における格差是正を図るための取り組みについて意見交換を行うなど、検討を促してまいりたいと考えます。

担当：ひろさき未来戦略研究センター 計画マネジメント担当 主査 榊真一 内線 538

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 4

全ての人たちが住みよいまちづくりについて

要望事項の内容

現在弘前市では、少子高齢化に伴う人口減少社会において、持続可能なまちづくりを推進するために「弘前版 CCRC 推進協議会」を設置し、地元の高齢者はもとより移住者を迎えながら、健康で活動的な生活ができる活動を推進しております。

つきましては、住地、住宅環境に関する事、入居者と形成するコミュニティーに関する事など、今後の取り組みについて具体的に周知していただきますよう要望いたします。

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

## 市の処理方針

経緯

弘前版生涯活躍のまち（CCRC）の推進につきましては、平成27年度に「弘前版CCRC推進協議会」による協議を経て策定した「弘前版生涯活躍のまち構想」を基に、今年度作成した生涯活躍のまちに関する「地域再生計画」が国の認定を受けたことから、今後はその計画を具体化させていくこととなります。

地域再生計画の概要としましては、就業意欲や社会参加意欲の高いアクティブシニアの移住を受け入れ、地域住民をはじめとする多様な主体と交流・協働しながら市内で活躍することを通じて、様々な地域課題の解決に寄与する仕組みを構築しようとするものです。

現在は、事業開始に向けて、移住者が地域社会に溶け込むために、地域住民や多世代が交流できる「地域交流拠点」の整備と、自立した生活を送ることができる居住空間を提供できる事業者を公募により選定したところであります。

今後の処理方針

今後の取組みとしては、移住者に対して就業や生涯学習活動、その他の社会的活動への参加など、各種サービス・プログラムを提供する団体や事業者を含めた協議会を設置し、事業運営の在り方や、アクティブシニアの活躍の場づくりなど、取り組むべき事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成に向けて協議を進めていきたいと考えております。

その中でも、移住者の就業に関する人材のニーズ掘り起こしとマッチングについては、貴会議所のご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

担当：ひろさき未来戦略研究センター 人口減少対策担当 総括主査 土岐博志 内線936



## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 5 小学校の図書室の本の入替えについて

要望事項の内容

現在、弘前市内小学校の図書室の本がかなり傷んでいる状況が見受けられます。つきましては、傷んだ本の更新を積極的に行い、書籍を充実させ魅力ある図書室を目指すなど、子どもたちが活字に触れる機会を増やしていただきますよう要望いたします。

教育委員会 学務健康課

## 市の処理方針

経緯

学校図書館では、各校の判断により、破損、汚損が著しく、補修が不可能な図書や、時間の経過により内容が古くなり資料的な価値がなくなった図書などを不要図書として処分する一方、毎年新しい本を購入して図書の整備を進めております。

本市の学校図書予算は、図書の整備率や学級数を考慮し、1校当たり約19万3千円から60万円で、平成28年度の小学校全体では1千260万円となっております。

今後の処理方針

現在、市立図書館では希望する学校に司書を派遣して、学校図書館の整備や活用を支援する学校図書館訪問事業を実施しております。今後も本事業を維持しながら、図書の整備についても着実に進めてまいります。

また、各小学校においては読書タイムなどを設け、子どもたちが活字に触れる機会をつくるなど工夫してまいります。

更に、児童生徒の保護者や地域の方々にも学校図書館への協力をいただきながら、より魅力ある空間となるよう支援してまいりたいと考えております。

担当：学務健康課 課長補佐 中田 和人 内線749

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 6	文化・スポーツ活動の拠点となる施設の効率的・計画的な整備とより効果的な運営・管理について
--------	--

要望事項の内容

弘前市民が文化・スポーツ活動の拠点として利用する公共施設について、下記の要望をいたします。

市立図書館の閉館時間を試験的に午後9時まで延ばすといった、市民の利便性向上のための利用状況調査の実施と効果的な運営の検討。

市内小・中学校や市民体育館等の施設のトイレの洋式化。

教育委員会 弘前図書館  
教育委員会 学校づくり推進課  
財務部 財産管理課

## 市の処理方針

経緯

図書館の開館時間等について  
 弘前図書館の開館時間については、平成17年4月1日より「午後6時」までを「午後7時まで」、平成25年4月1日より、休館日であった「月曜日」を開館日とするなど、市民の利便性向上を図ってきました。

トイレの洋式化について  
 市内小・中学校におけるトイレの洋式化につきましては、これまで各校に最低1基は洋式便器が必要という認識で整備を進め、その結果、全ての小・中学校に洋式便器を整備したほか、近年、新築または改築した学校につきましては、校内全てのトイレを洋式化したところであります。

市では現在、公共施設を効率的に維持・管理していくことを目的にファシリティマネジメントの取り組みを進めており、今後も長期的に維持していく施設については、計画的な改修等を行うことで、建物を健全な状態で長期的に使用していくこととしております。

建物の長寿命化を進めていくうえでは、空調や給排水などの設備ごとに使用年数等に応じた改修が必要であり、特に一定の期間が経過した建物については、その後の使用を見据えた大規模な改修が必要となります。

整備後年数を経過した建物は、トイレに限らず利用者のニーズの変化に対応できなくなっていく傾向にあることから、基本的にはこの大規模改修の機会に現在の利用状況や将来を見据えたニーズに対応するためのリニューアルを検討することとしております。

図書館の開館時間等について

弘前図書館の平成27年度時間帯別貸出者数の割合は、「午後6時～午後7時」が全体の3%にとどまっており、他時間帯と比べ低くなっております。

また、複合施設である観光館等についても午後6時に閉館し、市役所周辺を含め午後7時以降は人通りが極端に少なくなり、防犯面のリスクが高まると思われます。

よって、開館時間を午後9時まで延ばした場合も、大幅な利用者増につながらないため、試験的な開館時間の延長は考えておりません。

現在は、市内一円に移動図書館車を運行し、普段利用できない方への図書貸出の機会の提供や、図書館開館時間以外でも返却可能な返却ポストの設置を行うなど、利用者の利便性向上のための取組を実施しております。

トイレの洋式化について

建物のリニューアルとは別にトイレを改修する場合は、各施設所管課において、施設の特性や利用者のニーズ等により検討することとなります。

市内小・中学校のトイレについては、今後も毎年数基ずつ便器の洋式化を図っていくほか、老朽化による環境の悪化が著しいトイレにつきましては、排水管の改修や照明及びタイルの交換などの全面改修も視野に入れながら、計画的に整備してまいりたいと考えております。

これら個々の改修計画については、市有施設全体をとりまとめ、建物の状態や利用状況、今後の施設の方向性等により、市全体での優先度をもって改修を検討していくこととなります。

担当：弘前図書館	総務係	主事	斎藤	俊希	内線400
学校づくり推進課	施設係	主事	天坂	拓	内線745
財産管理課	ファシリティマネジメント担当	総括主査	伊藤	三保	内線901

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 7

冬季間における快適な生活と安定した交通の確保について

要望事項の内容

冬季間における快適な生活と安定した交通を確保するため、救急や消防の車両がスムーズに進入できるよう細い路地の排雪の強化について要望いたします。

建設部 道路維持課

## 市の処理方針

経緯

細い路地の除排雪については、小路除排雪業務によるもので、これは一般除雪の作業機械が進出出来ない幅員2.5m以上、4m未満の生活道路を対象としております。小路排雪は町会と連携を図りながら、路面や積雪状況などにより適宜実施しております。

今後の処理方針

小路の排雪は原則シーズン1回程度となっていることから、地域と一体となった除排雪体制の構築が必要であります。

市では、小路などの一般除雪が入れない箇所を対象に、町会等除雪報償金や町会雪置き場事業など、地域と連携した助成制度に取り組んでおりますが、より一層の効果上げるため、助成制度の利用促進や拡充に努めてまいります。

また、気象状況に応じて、パトロールの強化や住民情報などから、事前に交通障害の防止に努めてまいります。

担当：道路維持課 課長補佐 花岡 哲 内線451

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 8

J R 弘前駅中央口から大町遊歩道へのペDESTリアンデッキ(歩行者専用高架通路)の架設について

要望事項の内容

現在、J R 弘前駅中央口から大町遊歩道(えきどてプロムナード)に抜けるために作られた地下道は、階段数も多く、昇り降りなど高齢者や妊婦にとって利用しにくい状況となっております。また、階段の昇降の手間を省くためにも地下道を利用せずに横断歩道の無い道路を横断する人が散見され、バスや車が多く往来している道路を横切ることによる事故も懸念されております。加えて弘前を訪れる観光客やビジネスマンも地下道の先に中心市街地へ続く遊歩道があることに気付かず、駅から中心市街地への人の流れをつくる目的で作られた遊歩道の利用にも少なからず影響を及ぼしております。

つきましては、市民はもちろん北海道新幹線開業等により今後更に増えていくと思われる観光客を含めた駅利用者のためにも、駅の2階から直接遊歩道につながるペDESTリアンデッキの架設につきまして要望いたします。

都市環境部 都市政策課  
建設部 建設政策課

## 市の処理方針

経緯

J R 弘前駅および弘南鉄道大鰐線中央弘前駅の2つの駅の活性化と交通結節点の機能強化を図るため、平成25年度に駅前広場周辺地域活性化基本構想検討委員会を設置し、利活用について基本構想を策定しております。

基本構想では、J R 弘前駅において、J R 弘前駅からえきどてプロムナードへの動線及び連続性の強化により周辺商業施設へと人の流れをつくりだすアクセス方策が検討されました。

現状におけるJ R 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス手段として、地下道の利用があげられますが、地下道を利用せず、車道部を横断する利用者が多くなっているため、J R 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性を向上させる整備イメージ案としてペDESTリアンデッキの架設が考えられました。

今後の処理方針

現在、J R 弘前駅とえきどてプロムナードのアクセスに関しては、地下道にエレベーターが設置されているほか、誘導案内についても強化を図っているところであります。

J R 弘前駅のペDESTリアンデッキの架設については、平成25年度より都市計画道路並びに中央弘前駅前広場の街路整備を進めているため、街路事業の進捗状況や予算状況を踏まえて、施設整備費、維持管理費、整備効果等を総合的に勘案し、また、国及び関係機関と連携して取り組む必要があることから、慎重に判断してまいりたいと考えております。

担当：都市政策課 管理事業係 主幹兼係長 田中知己 内線446  
建設政策課 改良係 主幹兼係長 石川竜明 内線413

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 9

市街化調整区域の柔軟な対応について

要望事項の内容

弘前市においては、一戸建て住宅緩和区域の見直しが次回は平成31年を予定しております。次回の見直しまで期間はありますが、住宅取得促進に資するため、今後とも緩和区域の拡充といった柔軟な対応をしていただきますよう要望いたします。

建設部 建築指導課

## 市の処理方針

経緯

弘前市は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区別しております。

計画的に市街化を促進できる市街化区域に対し、市街化調整区域は、原則、市街化を抑制すべき区域であり、農家住宅や農業関連施設もしくは、公益上必要な施設以外は都市計画法で建築が制限されております。

一方、市街化調整区域にある既存集落の中には、近年の人口減少・少子高齢化の進行なども影響し、集落の活性化やコミュニティの維持が難しくなっている状況から、平成12年に都市計画法が改正されました。

誰でも「一戸建ての住宅」を建築できるよう開発許可の要件を緩和した区域を指定し、子育て世代など集落外からの新たな定住を促すことにより、集落の維持・活性化に繋がるようにしたものです。

青森県都市計画法施行条例等の運用指針において、指定できる区域としては、おおむね50戸以上連たんしている区域とし、また、指定できない区域としては、溢水、湧水による災害の発生のおそれがある区域、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき区域及び土砂の流出を防備するため保全すべき区域等としています。

緩和区域指定実績（平成28年現在）

- ・旧弘前地区            61集落    面積A = 約 1,068 ha
- ・旧岩木地区           19集落    面積A = 約    322 ha

今後の処理方針

指定区域の見直しについては、概ね5年毎に行われる都市計画基礎調査の結果を踏まえ行うこととしておりますが、立地適正化計画において、地域を定めて居住を誘導していく施策を検討していることから、この計画との整合性を図りながら慎重に対応して参りたいと考えております。

担当：建築指導課 開発指導係 係長 三上 透 内線963

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 10 都市計画における用途区域に関する柔軟な対応について

要望事項の内容

現在、弘前市の都市計画内で、新たな工場や大規模事業所を建設することは非常に困難であります。  
つきましては、都市計画区域以外の当市の経済活性化に資する新たな工場や大規模事業所の建設計画については、担当部署の親身な相談対応や、将来の都市計画変更まで視野に置きながら事業者側の意見を取り入れていただくなど、柔軟に対応してくださいよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

## 市の処理方針

経緯

当市ではこれまで市街化区域及び用途地域の設定に当たって次の2点に留意して良好なまちづくりを目指して取り組んでまいりました。

- ・無秩序な市街化の抑制
- ・住、商、工、それぞれの良好な環境の形成と保全

弘前市内でもこれまでに北和徳工業団地や藤代工業団地など工業団地の造成を行ってまいりました。

また、城東第五地区や安原第二地区などの土地区画整理事業において商業施設や事務所などが立地できる用地の確保を行ってまいりました。

都市計画法の規定では、都市計画区域外において1ヘクタール未満の開発行為は許可を要しません。その場合でも道路や排水施設などの技術基準に関する規制は適用されますが、建築物等の用途に関する規制はございません。

今後の処理方針

今後迎える人口減少社会やインフラストラクチャーの維持管理などを考慮すると市街地の拡大には慎重にならざるを得ず、3月に公表予定の立地適正化計画においては公共交通ネットワークと連携したコンパクトなまちを目指しています。

既存市街地の用途地域の変更についても、変更する地域とその周辺のそれぞれの環境の悪化を防ぐ必要があり、容易ではございません。

しかし、市内の商工業の需要を把握しなければ今後の都市づくりに反映できないことから、相談については随時受付いたします。

担当：都市政策課 計画係 主幹兼係長 中村 洋幸 内線536

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 11 宅地開発に係る支援について

要望事項の内容

空き地の活用方法として、宅地開発が考えられますが、宅地開発を行った際に上下水道の設置などの補助を要望いたします。勤務地が弘前市にもかかわらず、地価の安さから市外に土地を購入し居住する方も多く、地価の高さが人口流出にも繋がっております。今後は市内への居住を促進するための何らかの取り組みは必要であり、その一つとして検討していただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課  
上下水道部 工務課  
建設部 建築指導課

## 市の処理方針

経緯

民間の宅地開発の場合は、受益者負担の原則に従い、開発行為に必要な上下水道の管路施設及び下水道の排水施設などは、弘前市開発指導要綱に基づき、開発事業者が設置することとなっております。

今後の処理方針

現在、当市では3月中の公表に向け立地適正化計画の策定を進めており、地域を定めて居住を誘導していく施策を講じてまいります。

居住誘導区域内につきましては、公共投資の充実を進めていくことから、区域内の空き地等を民間事業により住宅地として整備していただくことにより、将来は良好な住環境の形成が図られ、人口流出の歯止めにつながっていくものと考えます。

人口流出対策として、宅地開発における上下水道の管路施設などのハードウェア整備に関する取組に限定して考えてはおりませんが、要望のありました支援のほかにも空き地・空き家の流動化等さまざまな方策があり、空き家・空き地バンク制度により空き家を購入する場合などに補助金を交付しております。さらに、子育て世帯及び移住者に対しましては、補助金を上乘せし移住・定住を促すなどの施策を進めていくこととしております。

担当：都市政策課 計画係 主幹兼係長 中村 洋幸 内線536  
工務課 計画係 係長 千葉 裕朗 内線720  
建築指導課 開発指導係 係長 三上 透 内線445



## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 12 桜大通り周辺の景観について

要望事項の内容

現在、桜大通りは、「さくら」と名前が付いているにも関わらず、桜の開花時期がさくら祭りの期間から外れて咲いている現状がございます。  
つきましては、桜の品種を公園内のものに合わせ、同時期に咲くように統一するなど、桜大通りの整備を行っていただきますよう要望いたします。

建設部 道路維持課

## 市の処理方針

経緯

現在、桜大通りに植栽されている樹種はヤエザクラとなっております。特徴として弘前公園のソメイヨシノに比べ開花時期が約1週間程度遅いため、観光客に桜を長い間楽しんでいただくために選定されたとのこと。特に、早咲きとなった場合には、観光客が多く散策するなどのメリットが見受けられます。

今後の処理方針

桜大通りの桜を弘前公園内と同じソメイヨシノに植替えをした場合には、巨木化や根上がりによる道路施設への影響や、ねぷた祭り棧敷席の設置に支障を及ぼすことなどが懸念されます。  
安全性、観光面から当該路線の桜は、現状の樹種を継続することをご理解願います。

担当：道路維持課 課長補佐 花岡 哲 内線451

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 13

「まちなかぐらし」に向けた整備の促進について

要望事項の内容

弘前市においては、限りある資源を集約化しよりコンパクトな街にすることが、快適で魅力ある市街地の形成において投資対効果が高く重要であることから、「まちなかぐらし」に向けた整備の促進について下記の要望をいたします。

弘前圏域の安全安心、生活の質の向上、経済成長インフラにおける、陸（新青森駅）・海（日本海）・空（青森空港）の高アクセス化へ国、県との更なる連携と推進の強化

コンパクト化へ向けた集積拠点「まちなかぐらし」（街中への転居、同居、近居、移住）の誘導と生活サービスの強化（旧大成小学校の跡地の再生を含む）

東照宮本殿～最勝院五重塔間の道路と歩道の一体的景観整備（東照宮～百石町～鍛冶町～五重塔）

都市環境部 都市政策課

## 市の処理方針

経緯

当市から新青森駅、日本海（七里長浜港）、青森空港へのアクセス向上については、これまでも県や関係機関へ要望活動を行っております。

弘前市は、昭和46年の最初の市街化区域の決定から平成24年の最新の変更まで市街化区域の増加率が約1.35倍と、これまでも無秩序な市街地の拡大を抑制してきました。また大規模な宅地開発の際には、その地域の住民の日常生活に必要な店舗等の立地が可能となる設定してきました。

都市計画道路3・4・11号土手町向外瀬線は、下土手町の菊池薬局前交差点から弘前B&G海洋センターグラウンド脇を經由し、主要地方道弘前環状線を結ぶ都市計画道路で、昭和38年9月に都市計画決定した延長約2820m、代表幅員は16mとなっています。その内、弘前B&G海洋センターグラウンド脇から主要地方道弘前環状線までの約1400mが整備されています。

今後の処理方針

新青森駅及び青森空港までの二次交通の利便向上、及び物流に適した七里長浜港までの幹線道路の整備に関しては、これまでも県や関係機関へ要望活動を行っておりますので、高アクセス化に向けて引き続き要望を行ってまいります。

市街化区域内に居住を誘導する区域及び商業や医療などの都市機能を誘導する区域を定め、人口密度の維持を図る立地適正化計画の策定を進めており、3月中に公表の予定です。その中で、日常の買い物が便利になるよう生活の拠点となる地区を居住誘導区域の要所に配置しています。

居住の誘導に関しては、空き地・空き家対策との連携も含め対策を進めたいと考えております。

今後の  
処理  
方針

市では、都市計画道路を定めた時期と社会情勢が大きく変化していることから都市計画道路の見直しを検討しております。  
都市計画道路の必要性を検証し、優先的に整備する路線を定めて計画的、効率的に道路整備を進めることとしております。  
都市計画道路3・4・11号土手町向外瀬線（東長町～土手町）については、周辺道路の整備状況にあわせて検討してまいりたいと考えております。

担当：都市政策課	交通政策推進室	主幹	若松義人	内線214
都市政策課	計画係	主幹兼係長	中村洋幸	内線536
都市政策課	管理事業係	主幹兼係長	田中知巳	内線446

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 14 弘前市の生活環境の向上や交通安全について

要望事項の内容

弘前市の生活環境の向上や交通安全のため、下記について要望いたします。

北和徳工業団地付近の通勤路( 向外瀬字豊田 六花酒造～弘前航空電子へ抜ける道路 )における歩道の確保。( 現在、通勤・通学路の緊急合同点検により対策が必要となった路線や歩行者の多い路線で計画的に整備を実施しているが、北和徳工業団地付近の整備については計画に組み込まれていないため )

さくらまつり期間の弘前公園周辺の慢性的な渋滞を緩和すべく、下記の検討を要望いたします。

( 1 ) シャトルバスの発着所の増設。

( 2 ) まつり期間中の公園周辺道路へのマイカー進入制限に関する啓発活動。( 公共交通機関の利用を広報等で周知する )

排雪トラックが原因で慢性的な渋滞がおきている冬期間の堀越周辺の信号機の調整や、一方通行、雪置場出口の増設、開場時間の調整といった渋滞緩和策の実施。

都市環境部 都市政策課  
建設部 建設政策課  
建設部 道路維持課  
観光振興部 観光政策課

## 市の処理方針

経緯

歩道の整備に関しては、弘前市通学路交通安全プログラムに則り、各小学校区の通学路の合同点検を実施した上で、児童・生徒の安全性向上を図るため、通学路や住宅が密集している路線を優先的に整備しています。

( 1 ) さくらまつり期間中、市では自動車交通の渋滞緩和策として、堀越雪置き場からのシャトルバス運行のほか、平成24年度、平成25年度は郊外の臨時駐車場を活用した社会実験を実施し、平成26年度には両者を統合し、堀越～弘前中央青果～さくら野弘前店～南瓦ヶ町とシャトルバスを運行する中心市街地誘導型パークアンドライド事業を実施してまいりました。

( 2 ) 弘前さくらまつり期間中の弘前公園周辺を含む市内中心部への車両の流入を減少させるため、岩木川河川敷に無料駐車場を開設しており、インターネット、速道路料金所、市内店舗( コンビニエンスストア、ガソリンスタンド )などで交通案内図を配布し、アップルロードや西バイパスを経由させ、市内中心部に進入させることなく、無料駐車場に車両を誘導しております。

なお、交通案内図には駐車場情報を掲載するとともに、公園周辺道路の渋滞が予想されるため、JR弘前駅付近の駐車場やJR弘前駅前発のバス・弘南鉄道大鰐線の利用を働き掛ける記載も行っております。

しかし、これらの対応については、過去何年にも渡り、繰り返し実施してきた内容であり、現状の公共交通機関の移送能力や道路事情、可能な限り近場に停めたいという来園者のニーズ等を考慮すれば、これ以上の著しい交通渋滞の緩和は難しい。

また、交通案内図には駐車場情報を掲載するとともに、公園周辺道

<p>経緯</p>	<p>路の渋滞が予想されるため、ＪＲ弘前駅付近の駐車場やＪＲ弘前駅前発のバス・弘南鉄道大鰐線の利用を働き掛ける記載も行っております。</p> <p>この交通案内図については、当市の観光情報を一元的に掲載している観光コンベンション協会のホームページにも掲載し、事前の周知に努めております。</p> <p>冬期間の排雪トラックによる堀越周辺の交通渋滞については、国、県と除排雪作業の連携を図ると共に、パトロールの強化や交通誘導員、作業機械等の増強により交通渋滞の緩和に努めております。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>要望路線については、通学路に指定されていないことから、現在の弘前市通学路交通安全プログラムで優先的に歩道整備を進めている整備計画には含まれておりません。また、歩行者の通行量もそれほど多くなく、歩道設置の必要性は低いものと考えております。清野袋・岩賀地区では、現在、通学路である、清野袋岩賀線の歩道整備を進めているところでありますので、まずは、当該路線の整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>( 1 ) 現在の道路の状況では、公園周辺部への大型バスの進入を増やすことは更なる渋滞の発生を招く恐れがあります。また自動車交通の渋滞緩和だけでなく、弘前公園来場者を中心市街地の街歩きに誘導し、中心商店街の賑わいの創出にもつなげたいと考えておりますが、中心部である土手町周辺でバスの乗降、転回に支障のない場所が限られていることから増設は難しいものと考えております。</p> <p>( 2 ) 公園周辺の慢性的な渋滞を解消するため、引き続き、駐車場情報も掲載した交通案内図の配布や、誘導看板の設置などにより市内中心部に進入させることなく無料駐車場に車両を誘導するとともに、ＪＲ弘前駅発着のシャトルバス及び弘南鉄道大鰐線等の公共交通機関の利用の働き掛けも行ってまいります。</p> <p>しかし、これ以上のマイカー進入制限の実行については、抜本的に公共交通機関の増発・増便や公園周辺の車両通行止めの規制を行う必要があり、交通事業者、警察、国や県の道路管理者と協議、調整を図る必要があります。</p> <p>今後も、必要に応じてまつり主催者や弘前さくらまつり交通対策員会において検討を図るとともに、ＪＲ弘前駅発着のシャトルバス及び弘南鉄道大鰐線等の公共交通機関の利用の働き掛けも行ってまいります。</p> <p>周辺道路の交通状況に応じた、雪置き場の交通誘導員、作業機械の増強や開場時間の延長など、適時適切な渋滞対策に努めてまいります。</p> <p>また、新規雪置き場の整備についても検討を進めてまいります。</p>

担当：都市政策課	計画係	主幹兼係長	中村 洋幸	内線 5 3 6
都市政策課	交通政策推進室	主幹	羽賀 克順	内線 3 5 8
建設政策課	改良係	主幹兼係長	石川 竜明	内線 4 1 3
観光政策課	誘客推進係	主幹兼係長	大和田 淳	内線 2 5 0
道路維持課		課長補佐	花岡 哲	内線 4 5 1

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 15 地域内公共交通ネットワークの再構築について

要望事項の内容

国においては、平成25年に地域交通に関する施策を総合的に推進するための「交通政策基本法」を制定し、同法に基づく「交通政策基本計画」が平成27年2月に閣議決定がなされました。

つきましては、それらを基本とし、中心市街地を基軸とした弘前圏域における公共交通の再生と確保、バス停等の番号管理、交通ネットワークハブ化の再構築や弘南鉄道大鰐線をも含めた弘前地域内の公共交通ネットワークをまちづくりと一体で再構築するための検討、グランドデザイン作りを弘前市が中心となって進めていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

## 市の処理方針

経緯

- ・平成25年12月 交通政策基本法施行
- ・平成26年11月 地域公共交通の活性化及び再生の一部を改正する法律の施行
- ・平成27年2月 交通政策基本計画閣議決定
- ・平成28年5月 弘前市地域公共交通網形成計画の策定

これにより、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標として、地方公共団体が中心となり、コンパクトなまちづくりと一体となった面的な公共交通ネットワークの再構築を図っていく必要があることから、国において様々な支援を行うこととしている。

今後の処理方針

コンパクトな都市構造の維持・形成を目的に策定している立地適正化計画と連動して、昨年5月に策定した弘前市地域公共交通網形成計画においては、まちを育み、暮らしと共にあり続ける公共交通網の形成を基本方針とし、都市の施設や機能の配置・構成を踏まえた公共交通網の再編などの施策を講じていくこととしております。

現在、鉄道と路線バス等が一体的、総合的かつ持続的に機能する公共交通網を形成するため、弘前市地域公共交通再編実施計画の策定を行っております。

また、当市と周辺市町村を結ぶ公共交通ネットワークに関しては、県が中心となり関係市町村を交え検討を行っていることから、今後も県や周辺市町村と連携しながら、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの再構築に取り組んでまいります。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 羽賀克順 内線358

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 16

弘前城北公園交通広場の更なる整備充実と広報活動強化による利用率の向上について

要望事項の内容

弘前城北公園交通広場は、交通に関する知識・道徳を楽しみながら学ぶことができるなど、子どもたちの人気も非常に高い施設でございます。  
つきましては、同公園の更なる整備の充実と、利用に関するPRの強化に努め、利用率の向上を図っていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

## 市の処理方針

経緯

弘前市城北公園交通広場は、国際児童年及び弘前市制90周年記念事業の一環として、子どもたちが交通遊具を利用し、遊びながら交通ルールと交通道徳を体得することを目的に昭和54年7月に設置されております。  
平成21年度から指定管理されております。

【設備の概要】

- ・ D51型蒸気機関車 1両
- ・ ミニ新幹線 2両
- ・ バッテリー式ゴーカート 21台
- ・ 信号機、踏切警報機、踏切遮断機 各2基
- ・ 管理棟及び研修棟 各1棟
- ・ シンボルタワー 1基
- ・ ミニSL機関車1/10 2両
- ・ ミニSL客車 4両
- ・ 日よけテント 5張

今後の処理方針

弘前市城北公園交通広場は、昭和54年7月の開園以来、小学校就学前の保育園や幼稚園の園児に対して交通安全教育を行う施設として、多くの子どもたちに利用されております。

また、土・日・祝日及び小学校の夏休み期間中には、指定管理者の自主事業として実施している「こども免許証」の発行もあり、親子で交通ルールを学ぶことができることから、たくさんの親子連れの方々に利用されております。

このほか、高齢者の自転車マナーアップ大会も開催し、自転車の運転技術向上や利用マナー向上が図られており、子どもからお年寄りまで、幅広い利用機会の創出に努めております。

しかしながら、交通広場内の施設は全体的に老朽化が進んでいることから、引き続き指定管理者と連携し、安心して利用できるよう計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

広報に関しては、市のホームページや広報ひろさき、アップルウェブなどを活用して各種事業の周知を図るなど、交通広場の知名度向上に努め利用率向上に向けて取り組んでまいります。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線 214

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 17 カラス・害虫被害対策について

要望事項の内容

市民生活の快適性を脅かし、また観光都市としての名声を汚すことのないよう、カラス・害虫対策として下記について要望いたします。  
 カラス被害の防止とそのふん害による清掃対策・駆除対策の更なる強化徹底や害虫発生情報の発信強化。  
 多くの観光客が公園を訪れる際に通る東側外濠歩道( 裁判所から文化センターまでの濠の歩道 ) の通年の清掃。

都市環境部 環境管理課  
 建設部 道路維持課

## 市の処理方針

経緯

### 【カラス対策】

被害防止、ふん害による清掃対策及び駆除対策

ごみ集積所でのカラスによる生ごみ食い荒らし対策として、平成12年度から防鳥ネットを町会等へ貸し出ししております。それに加え、平成25年度からは、ごみ集積ボックスを新たに設置する町会等に対し、設置に要する費用の一部を補助しております。

他にも、平成22年度からカラスの停留防止対策として、高層建物管理者等にテグスの設置依頼や無償配布をし、また、設置方法に関する情報も提供しております。

その他、平成23年度から自宅や事業所付近のカラスの追い払いに役立ててもらうため、高輝度LEDライトの貸し出しを行っております。

また、カラスのふん害に対し、自主的に清掃を行う方に対し、清掃用のデッキブラシの提供を行っております(歩道の清掃に対しては、下記「清掃対策」へ)。

それ以外にも、カラスの個体数調整のため、平成24年度から箱わなによる捕獲及び駆除を実施しております。当初2基体制でしたが、平成25年度に1基、平成26年度には3基を増設し、現在6基体制で実施しております。また、それ以前より、農村地域では、鳥獣害被害対策として、銃器による駆除を実施し、箱わなと銃器を合わせて、年間約1,700羽程度を駆除しております。

この約1,700羽という数は、毎年3回行っている個体数調査の結果、弘前市の主なねぐらに停留するカラスが約5,000羽であることから、その3分の1程度を目標として設定したもので、市としても、生態系のバランスを損なわないように配慮しております。

また、カラス対策には市町村の枠組みを超えた協力が必要であることから、カラス対策について定住自立圏協定を結んでいる黒石市と連携して、毎年同時期に個体数調査等を実施しております。

併せて、近隣市町村である平川市・板柳町・藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村とも情報を共有しております。

### 清掃対策

弘前公園周辺の歩道については、さくら祭りやねぶた祭り前に清掃を行っているほか、それ以外の時期においても汚れがひどい箇所の清掃を適宜実施しております。



経緯	<p>【害虫対策】</p> <p>不快害虫である「アメリカシロヒトリ」の大量発生により、樹木が食害されるなど、景観への影響が懸念されており、市では町会連合会の「防除用薬剤購入費補助事業」に対する補助や、町会を対象とした「動力式薬剤噴霧機の無償貸出」を実施しております。</p> <p>また、エリア担当職員を通じて、各町会へ「アメリカシロヒトリ」の発生情報を提供しているほか、国や県などの関係機関に対しては、早期対応の協力依頼をするなど、被害の拡散防止に努めております。</p>
今後の処理方針	<p>【カラス対策】</p> <p>現在実施している、ごみ集積所におけるカラスの食い荒らしや停留の防止、追い払い等についての補助事業や、個体数調整のための駆除事業、また、周辺市町村との情報共有をはじめとした協働により、今後も人とカラスの共存できる弘前市をめざしてまいります。</p> <p>また、弘前公園周辺の歩道に特化した通年清掃については、管理面での対応が困難であります。本市を訪れる観光客の皆様にも十分配慮しながら、今後も歩道の清掃を適宜実施してまいります。</p> <p>【害虫対策】</p> <p>薬剤購入費の補助及び動力式噴霧機の無償貸出については、継続して実施いたします。</p> <p>また、「アメリカシロヒトリ」対策は、発生初期での駆除が効果的であることから、発生時期を予測するため、気象条件（気温、降水量など）との因果関係について、データ収集及び検証を行っているところであります。そのほか、現在、市ホームページで発生状況を公表できるよう準備を進めております。</p>

担当：カラス対策 環境管理課 環境保全係 主査 田中 孝二 内線 2 1 5  
道路維持課 課長補佐 花岡 哲 内線 4 5 1  
害虫対策 環境管理課 環境保全係 主査 中川 直也 内線 2 1 5

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 18      ごみのリサイクル率アップのための更なる取り組みについて

要望事項の内容

弘前市は、1人1日あたりのごみの排出量が全国平均を大きく上回っており、また、リサイクル率に関しても全国的にみて低い状況にあります。特に、事業系のごみは、大量生産、大量廃棄により年々増加傾向にありリサイクル率の向上を阻害している現状にあり、加えて、有料での回収に伴い、分別意識の低下が見られ、資源として活用可能なごみが分別されず燃やせるごみ等に大量に混入している現状が見られます。

つきましては、事業系・家庭系のごみ問わず、有料でのごみ回収ではなく業者が有償で、分別されたごみの買い取りを行うことにより、分別意識の向上を図り、ごみの資源活用を積極的に行えるよう「循環のまち弘前」の早期実現を要望いたします。

都市環境部 環境管理課

## 市の処理方針

経緯

当市の事業系一般廃棄物の排出量は、平成26年度の実績で全国平均の1.85倍と非常に多く、当市の1人1日当たりの排出量が県内下位に低迷している大きな原因の一つとなっています。

このような状況を受けて、平成27年度、ごみ処理施設に持ち込まれる事業系可燃ごみの展開検査を試験的に実施したところ、可燃ごみの中にリサイクル可能な段ボールや雑がみなどの古紙類、カン・ビン・ペットボトルなどの容器包装、廃プラスチックや金属製品などの産業廃棄物が相当量混入している実態を把握しました。

そこで、事業系ごみの減量化、資源化、適正排出を推進するため、平成28年4月からは、ごみ処理施設への搬入手数料の値上げを実施するとともに、リサイクル可能な古紙類の受入れ制限を開始し、併せて事業系可燃ごみの展開検査を経常的に実施し、適正排出の指導啓発を強化しています。

また、専任職員による個別の事業所訪問を実施し、事業系ごみの排出状況の確認及び適正処分の指導啓発を行っています。

このような取り組みにより、事業系ごみについては、平成26年度に比べ、平成27、28年度と大幅な減量となっています。

今後の処理方針

市では、古紙類の無料回収ネットワークである「オフィス町内会」への加入促進や適正に分別された容器包装をごみ処理施設において無料で受付するなど、事業系ごみのリサイクル促進に向けた取り組みを行っており、また、品目によっては廃棄物ではなく有価物として逆有償となる場合もあり、引き続きこれらの情報発信を積極的に行っていきたいと思っております。

併せて、個別の事業所訪問も引き続き実施することとし、訪問の際に「事業系ごみ処理マニュアル」を配布したり、事業者向けの出前講座や説明会を実施することで、排出事業者のごみ減量化、資源化、適正処分への意識啓発の強化を図っていきたいと考えています。

担当：環境管理課 資源循環係 係長 福士太郎 内線450

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 19 再生可能エネルギーに関する補助金の制定について

要望事項の内容

国においては平成24年から25年にかけて、太陽光発電システム等を設置した住宅に対する補助金制度がございました。また、現在五所川原市と平川市においては太陽光発電システムを設置した住宅等に対し独自の補助金制度を実施しております。つきましては、現在弘前市では、再生可能エネルギー発電設備について固定資産税の課税標準を軽減する制度を実施しておりますが、五所川原市や平川市で実施している補助金制度の創設をしていただきますよう要望いたします。

都市環境部 スマートシティ推進室

## 市の処理方針

経緯

市でも、平成24年から25年に向け、太陽光発電システム等を設置した住宅に対する補助金制度を実施し、26年度からは廃止としました。これは、太陽光発電設備の精度が年々向上しながらも、価格相場は下がってきており、助成制度に頼らなくても経済的メリットが出てきたことから、国では平成25年度をもって補助制度を廃止しており、市としても公的な支援が無くても普及していく段階に達した( )と判断したためです。(平成24年度から25年度にかけて、1kwあたりの設置費用が8万円下落した。)

今後の処理方針

太陽光発電については、固定価格買取制度等の施策により、全国的に急速な導入拡大が進み、年々設置費用の低減が図られており、補助事業に依らない自立的普及段階に入っているものと捉えております。

担当：スマートシティ推進室 室長補佐 菅野 洋 内線930

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 20 農商工連携と6次産業化に対する支援について

要望事項の内容

地元農産物による新商品開発など農商工連携による農産物の高付加価値化と6次産業化への支援について、下記について要望いたします。  
 地元特産品を積極的に活用するための一次加工体制の仕組みづくり。  
 農商工連携事業や6次産業化による新商品開発・販路開拓への支援。

農林部 農業政策課  
 商工振興部 産業育成課

## 市の処理方針

経緯

23.2 「6次産業化のための囲炉裏端座談会」を開催し、地域で6次産業化に取り組んでいるリーダーや行政関係者による取組みの現状、課題、今後の展開方法等について意見交換を実施。

23.3 「6次産業化事業の推進に係る打合せ」を開催し、関係事業者及び関係機関・市町村による、6次産業化関連事業の概要と同事業計画の内容等について打合せを実施。

23.4～ 農商工連携、6次産業化を通じた食産業振興を事業化。外部専門家による相談・コーディネート事業やセミナーの開催、新商品開発助成、展示商談会への出展など、開発・生産・販売、人材育成など多岐にわたる施策を展開。

23.6～ 27.2  
 市内の事業者が申請した、6次産業化に取り組むための「総合化計画」15件が国から認定を受ける（東北最多）。

27.5 「食産業」「アパレル産業」「精密・医療産業」を地域産業の重点3分野として、その育成を強化することとした「弘前市産業振興基本方針」を策定。

食産業振興事業（H22～25年度）商品化実績 63品目  
 地元農産物加工支援事業（H26～27年度）商品化実績 13品目

平成28年度事業内容

- 1) 食産業アドバイザー派遣事業
- 2) 展示商談会「こだわり食品フェア2017（東京）」出展  
     「旭食品フーズ2017（神戸）」出展  
     「カナカン2017春季総合企画展示会（金沢）」出展
- 3) 食産業促進勉強会の開催
- 4) 地元農産物加工支援事業

農商工連携や6次産業化の取組みを通じて、農産物の高付加価値化と収益拡大を図ることは、競争力の高い地域産業を形成する上で重要な視点であると認識しており、これまで部局の垣根を越えて各種事業を進めてきたところです。

今後の  
処理  
方針

平成27年5月に策定した「弘前市産業振興基本方針」の中で、『食産業の基盤となる加工場の整備』を強化方針の一つとして掲げており、その方針に基づき地場産品加工による付加価値を生み出す食産業の育成に取り組んでおります。

一次加工体制の仕組みづくりに関しては、産業育成課が所管する(1)「重点3分野強化コーディネーター」による助言・指導、(2)「工場等立地奨励制度」の活用のほか、外部資金獲得の支援などによりサポートしてまいります。

地元農産物加工支援事業費補助金により、付加価値の高い商品づくりを進めるため、生産者や食品事業者の商品開発及び販路開拓の支援を行います。

また、外食、スーパー等各業界のバイヤーが多数来場する東京、高知市で開催される展示商談会に出展し、地元農産物加工品の首都圏および西日本への販路拡大を支援いたします。

担当：農業政策課 農産係 係長 成田 政嗣 内線585  
産業育成課 産業育成担当 主事 猪股 豪 内線960

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 21 りんご産業の推進について

要望事項の内容

日本一の生産量を誇る弘前市のりんご産業の推進として下記について要望いたします。

農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化。

放任園地の有効活用と取得支援。

機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充。

りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化。

輸出推進などの対策強化。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施。

アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化。

農薬散布農家に対しての散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化。

農薬散布農家から散布時期、時間、使用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくり。

農林部 りんご課

農林部 農業政策課

農業委員会事務局

観光振興部 観光政策課

## 市の処理方針

経緯

農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化について

農業後継者等の育成や確保については、農業者自身におかれましても対策等は講じていることかと存じますが、市では最も重要な課題であると考えております。支援策として、後継者に対しては、りんご生産に関する技術や農業経営に関する知識を習得させることにより、地域リーダーを育成するとともに、りんご生産技術等の継承を図ることを目的とした後継者育成事業（りんご産業基幹青年養成事業、りんご剪定士養成事業、りんご病虫害マスター養成事業）を行っております。また、農作業員の確保については、りんご農家が新規に農作業員を雇用する場合、研修に要する期間の賃金に対する支援（農作業支援雇用対策事業）を行っております。

さらに、平成27年度からは、大学生や社会人に職業としての農業の体験機会を提供し、担い手の育成・確保を図る取組として、「ひろさき農業インターンシップ事業」を実施しております。

このほか、国では青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度から「新規就農・経営継承総合支援事業」を実施し、就農前の研修段階の青年就農予定者や経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し「青年就農給付金」を給付しており、市としても、これらの制度を積極的に活用しながら、将来の農業を担う青年就農者の育成・確保に努めているところであります。

放任園地の有効活用と取得支援について

農地法では農地の権利を有する者の責務として、効率的な利用を確保

するよう定められております。

遊休農地となった放任園地は、農業委員会では農地の権利を有する者に対し、利用意向調査を行い、自ら耕作できない場合には農地の維持管理の指導やあっせん等を行うほか、所有者の依頼により農地の売買・貸借情報の提供・公開を積極的に行い、その解消に努めております。

また、公益社団法人あおもり農林業支援センターが、県から農地中間管理機構の指定を受け、平成26年度から、農地の集積や集約化を図り、生産性を向上させるため、機構が農地を借り受けて、意欲ある農業者へ貸し付ける農地中間管理事業を実施しております。

市では、機構と農地中間管理事業業務委託契約を締結し、農地の貸付希望者や借受希望者からの申込受付等を行っております。

#### 機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充について

農業者が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくためには、農業用機械の整備等が必要となっております。

このため、国では、人・農地プランに中心経営体として位置づけられた農業者が、融資等により農業用機械等を導入する場合、融資等の残額（自己負担部分）について事業費の3割以内の額で補助する「経営体育成支援事業」を行っており、市としても、この制度を積極的に活用しながら、意欲的な農業者が行う農業用機械等の導入を支援しているところであります。

そのほか、りんごの安定生産、省力化、低コスト化に向けた取り組みを支援し、生産力の強化を図ることを目的とし、「りんご園等改植事業」・「りんご防除機械等導入事業」・「果樹共済加入促進対策事業」など、多様な事業を実施し、農業者への支援を行っております。

経

緯

#### りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化について

りんごの消費拡大のため、平成23年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごPRキャラバン」を開催しております。平成23年度全国9エリアから28年度までに12エリアに拡大、併せて全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」を実施しております。

#### 輸出推進などの対策強化について

原発事故の影響による各国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を、県を通じ国に働きかけてきました。

また、果物交流を図っている台湾台南市でのりんごキャンペーンの継続実施、関係機関（県・青森県農林水産物輸出促進協議会など）と連携しながらの新たな市場調査、輸出セミナーの開催や支援事業による輸出促進に向けた取組みを行っています。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施について

平成24年度から官民一体となって「りんご王国推進会議（平成25年度まではまちなかりんごだらけ実行委員会）」を組織し、弘前が誇る「りんご」やアップルパイを含む加工品等を様々なイベントや旅行雑誌等を通してPRしております。

また、首都圏等でのイベントやエージェント訪問では、アップルパイガイドマップを積極的に配布するなど、あらゆる機会を捉えて宣伝活動を行っております。

<p>経緯</p>	<p>アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化について  6次産業化による農業所得向上のため、付加価値の高い商品づくりを進めるための商品開発や催事出店への支援を積極的に行っております。</p> <p>農薬散布農家に対するの散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化について  農薬散布については、これまでも青森県をはじめ、各関係団体において、指導及び注意喚起を行ってきたところです。  また、個別の相談案件についても、関係各課の協力を得て対応しているところです。  なお、で紹介している「りんご防除機械等導入事業」のスピードスプレーについては、農薬飛散を低減するドリフト低減ノズル付きであることを条件としています。</p> <p>農薬散布農家から散布時期、時間、市用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくりについて  農薬散布時期については、「青森県りんご病害虫防除暦」を基準として作業しております。この中で散布時期や使用薬剤等について明記されております。  散布にあたり、事前に周辺住民に対し、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先と十分な時間的余裕をもって幅広く周知することとしています。他に迷惑を掛けないよう心がけることが大切です。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化について  引き続き国の事業を活用しながら、就農に係る負担軽減及び就農後の定着が図られるよう給付事業等の支援策を講じ、りんご農家の育成・確保に努めてまいります。</p> <p>放任園地の有効活用と取得支援について  引き続き農地中間管理事業による担い手への農地集積を進めるほか、遊休農地の所有者以外にも営農意向調査を実施し、離農意向の農家に対し、遊休化する前に農地のあっせん等を行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。  同時に、引き続き農地中間管理事業の周知を図り、農地の貸付希望者や借受希望者の掘り起しを行い、放任園地の有効活用が促されるよう努めてまいります。</p> <p>機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充について  引き続き、国の「経営体育成支援事業」を活用しながら、農業用機械等の導入に係る農業者の負担軽減を図るよう支援してまいります。  また、農業者の要望を伺いながら、広くご利用いただけるような支援制度づくりを心掛け、事業実施に努めてまいります。</p> <p>りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化について  りんごの消費拡大を目的とした「弘前産りんごPRキャラバン」を、継続で実施していることから、市場・青果会社等との関係強化が図られ、弘前産りんごに特化した売場による「弘前アップルウィーク」の店舗数・取扱数量は増加傾向にあります。  今後も、これまでの取組みをベースとしながら、市場や店頭でのトップセールス、新聞・TV等のメディア活用、自治体や企業等への表敬訪問など、各エリアの特性に合わせた活動を展開しりんごの消費喚起を図るほか、開催エリアの見直し・拡大を検討し販路の開拓・拡大に努めます。</p>



輸出推進などの対策強化について

輸出の推進については、青森りんごの評価が高い台湾台南市との果物交流を継続してきたことにより、台南市を足掛かりに、新北市・台中市・高雄市など8都市への拡大に繋がりました。

今後も、交流事業を継続し新たな販路拡大を図ってまいります。

また、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策を増強して、りんごの輸出促進を図ってまいります。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施について

「りんご王国弘前」をコンセプトに、全国各地で開催されるイベント等でアップルパイの販売やPRを積極的に行い、雑誌やりんご王国ウェブサイトなどの広告媒体を活用するなど、効果的なPRに努めてまいります。

また、北海道新幹線やアフターDC(平成29年7月～9月)などの効果を最大限活用できるよう、PR方法の更なる検討や、旅行会社への商品造成の働きかけなど、長期的なPRを展開します。

アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化について

引き続き、付加価値の高い商品づくりを進めるため、新商品開発に係る助成を行いながら、差別化された収益性の高い商品開発を支援し、農・商・工業者それぞれの経営環境の改善に努めてまいります。

農薬散布農家に対しての散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化について

引き続き、各関係団体と協力し、指導及び注意喚起を促しながら、HP等を利用して周知に努めます。

農薬散布農家から散布時期、時間、市用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくりについて

引き続き、各関係団体と協力し、指導及び注意喚起を促しながら、HP等を利用して周知に努めます。

担当：りんご課	販売促進係	主幹兼係長	齊藤 弘行	内線 5 8 7
りんご課	生産振興係	主幹兼係長	高谷 一豊	内線 9 1 1
農業政策課	計画推進係	係長	小倉 洋幸	内線 5 7 9
農業政策課	農業振興係	係長	丸岡 基洋	内線 5 8 1
農業政策課	農産係	係長	成田 政嗣	内線 5 8 5
農業委員会	農地係	主幹兼係長	佐藤 祝幸	内線 4 8 9
農業委員会	農政係	係長	伊藤 靖記	内線 5 5 4
観光政策課	観光企画係	主事	鳴海 孝昭	内線 5 3 5

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 22

「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期制定について

要望事項の内容

弘前独自の物産、食文化への更なる関心向上に向けた取り組みとしての「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」を理念条例としての早期制定を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

### 【乾杯条例の現状】

乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が施行しています。

その一方で「個人の嗜好の問題」などとして条例化に至らなかった自治体も存在しています。（宮崎県都城市）

### 【当市の日本酒・シードル】

名峰岩木山の恵みを受けた当市は、江戸時代から続く老舗など日本酒の蔵元が6つもある、県内でも有数の地酒づくりが盛んな地域です。世界規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、当市の日本酒に対する評価は大変高いものであるといえます。

また、シードルについても製造所が3つあり、世界規模の大会で受賞するなど高い評価を得ております。

経緯

#### 弘前産日本酒の受賞歴

- ・国際ナショナルワインチャレンジSAKE部門

平成25年4月 六花酒造 大吟醸じょっぱり（金賞）

齋藤酒造 六根 翡翠 純米大吟醸酒（金賞）

平成26年4月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（金賞）

平成28年5月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（金賞）

- ・全国新酒鑑評会

平成26年度 三浦酒造 豊盃（金賞）

六花酒造 じょっぱり（金賞）

平成27年度 三浦酒造 豊盃（金賞）

六花酒造 じょっぱり（入賞） 等

#### 弘前産シードルの受賞歴

平成28年度 タムラファーム(株) タムラシードル（Sweet、Brut）

（ポムドール賞 アップルスパークリングワイン部門）

経緯	<p>【当市のこれまでの取組み】</p> <p>当市では、地酒やシードルの普及啓発の取組みとして、広報ひろさきやホームページでのPR活動、既に条例を制定している自治体へのアンケート調査、宿泊施設や飲食店に「弘前のお酒で乾杯運動」協力依頼・啓発チラシ配布、実態調査などを実施しております。</p> <p>また「ひろさき受賞商品PR大作戦」により、日本酒やシードルをはじめとした当市物産品のうち、全国・国際レベルで受賞した商品を様々な場面でPRしており、その他、国内外の物産展等、りんご公園でのシードルナイトにおいてもPRを行っております。</p> <p>平成27年度の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査 (平成27年6月実施 照会：36自治体/回答：31自治体) アンケート調査では「条例制定は大きな効果があった」が6%、「少し効果があった」が74%の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目的ではなく、地域に即した取組みを行うことが重要」や、「嗜好品のため、好まない人への配慮が必要」、「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。</li> <li>・広報ひろさき・市ホームページでの啓発 (平成27年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)</li> <li>・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR</li> <li>・りんご公園シードルナイト開催</li> </ul> <p>平成28年度の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設・飲食店への啓発チラシ配布・実態調査 (平成28年12月実施 配布件数59件) 実態調査の結果では、現在、弘前のお酒での乾杯をお薦めしているのは3割程度で、「よい取組みだ」というご意見がある一方で、「お客様の嗜好の問題がある」という慎重なご意見もありました。</li> <li>・市ホームページでの啓発 (平成28年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)</li> <li>・ガイドひろさきに啓発広告掲載(平成29年3月予定)</li> <li>・ひろさき受賞商品PR大作戦 ひろさき受賞商品認定 (平成28年10月、23種類中日本酒1種類、シードル2種類) 市ホームページでPR 首都圏の企業内で行う物産展にて販売・PR ふるさと納税の返礼品に採用</li> <li>・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR</li> <li>・りんご公園シードルナイト開催</li> </ul>
今後の処理方針	<p>乾杯条例制定の目的は、主として、乾杯を推進することで地元の日本酒やその他の酒類を普及啓発し、消費拡大を図ることにあります。</p> <p>当市としては、条例の制定ではなく、「弘前のお酒で乾杯運動」による宿泊施設・飲食店等へのチラシ配布や各種広報媒体を活用した啓発活動、「ひろさき受賞商品PR大作戦」による受賞商品の市ホームページでのPRや企業内物産展での販売・PR、ふるさと納税への採用、国内外の物産展等における販売・PR、りんご公園でのシードルナイト開催などを今後も積極的に推進し、目的達成に向けて取り組んでまいります。</p>

担当：商工政策課 物産振興室 総括主査 太田 尚亨 内線252

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 23 岩木山の豊かな環境を活用した岩木地区の利活用について

要望事項の内容

岩木山の自然や環境を最大限に活用できるよう下記について要望いたします。  
 民間や NPO 法人などを含めた総合的な岩木山利活用検討委員会の設置。  
 今後観光客集客が見込め、観光資源として十分活用できる岩木地区嶽方面に存在する「足湯」の活用策の検討。

岩木総合支所 総務課  
 観光振興部 観光政策課

## 市の処理方針

経緯

市では、平成 27 年 11 月に、岩木山を含め、岩木地区の地域資源を活用し活性化するための手段として、日本で最も美しい村連合への加盟を目指し、加盟主体となる団体「日本で最も美しい村づくり岩木協議会」を住民・商工・観光・農業・文化などの 23 団体等で設立しました。

平成 28 年 10 月に同連合に加盟し、関連する事業を推進するために、随時協議会を開催しています。（岩木総合支所総務課）

弘前市の総合計画となる「弘前市経営計画」において、観光振興分野の施策として『岩木山観光等の推進』を位置づけています。

また、平成 28・29 年度の青森県に対する重点要望事項において、「岩木山及び周辺エリアを青森県全体の誘客促進のための観光コンテンツと位置づけた取組について」県に対して要望しています。（観光政策課）

今後の処理方針

「日本で最も美しい村づくり岩木協議会」において、岩木山をはじめとした岩木地区の自然や環境を最大限に活用した取り組みを検討してまいります。（岩木総合支所総務課）

現在、市では、岩木山を市の重要な観光拠点に位置付け、本市観光の更なる発展と推進を目指す観光振興計画の策定を進めており、滞在型観光を推進する重要なコンテンツとして、岩木山エリアにある『温泉』を位置付け、歴史と文化を楽しめる環境整備や、既存施設を活用したスポーツ合宿・イベントなどの誘致によるスポーツツーリズムの促進により、温泉と合わせて楽しめる観光資源の強化を検討してまいります。（観光政策課）

担当：岩木総合支所総務課 地域振興係 主事 佐藤和広 内線 613  
 観光政策課 政策調整担当 主幹 土岐康之 内線 535

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 24 りんご神社（仮称）の設置について

要望事項の内容

弘前市は「りんごのまち」を称しておりますが、現在りんごの豊作を願う単一の神社が存在していません。  
つきましては、りんご公園内にりんご神社を作り、そこでお祭り、イベントなど開催し、弘前のにぎわい創出にもつなげていただきますよう要望いたします。

農林部 りんご課

## 市の処理方針

経緯

りんご公園では、りんごの豊作を祈念した「りんごの祭典」として、毎年9月下旬に「りんご収穫祭」を開催し、各関係団体に多数参加していただいております。また、この他にも様々なイベントを実施し、りんご産業および観光産業の振興を図っております。

【平成27年度実績】

りんご花まつり

開催日：5/6(水・祝)～5/17(日) 来園者数：55,249人

りんご収穫祭

開催日：9/20(土)～9/21(日) 来園者数：10,381人

りんごトラック市

開催日：11/22(日) 来園者数：899人

ウィンターフェスティバル

開催日：1/30(土)～1/31(日) 来園者数：2,436人

今後の処理方針

弘前市内には82社の神社が存在しており、各地域において、個人・組合および「りんご」に限らず、五穀豊穡など様々な催事が行われていることから、りんごに特化した神社は必要ないものと考えております。

また、政教分離の観点から、公金や公の財産を宗教団体等の使用・便益・維持のために支出することは憲法で禁止されており、市としては関与することができません。

なお、現在も実施しているりんご公園での各種イベント等については、今後も内容の充実を図りながら、当市における賑わい創出に向けて継続してまいります。

担当：りんご課 施設運営係 係長 奈良岡 健 内線378

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 25

海外からのF I T (個人海外旅行)旅行者の獲得と受け入れ環境の整備について

要望事項の内容

弘前市を訪れる外国人旅行者は団体型が多く、弘前市内のホテルの規模では受け入れが難しくなっておりますが、今後の更なる外国人旅行者を獲得するためには、F I Tと呼ばれる個人旅行者をターゲットにした施策により一層注力することが必要だと思われます。団体旅行者の多くは弘前公園を観光した後、大型バスで周辺町村の大型ホテルに宿泊するので、街なかでその姿を見ることは多くありません。それに比べ個人旅行者は、市内の旅館やビジネスホテルに宿泊するだけでなく、街なかで飲食や買い物をするので、人数は少なくても市内への経済効果は高くなります。

つきましては、F I T旅行者の獲得と受け入れ環境の整備のために下記項目を要望いたします。

多くのF I T旅行者共通の行動エリアであるJ R弘前駅から弘前公園や吉野町緑地から弘前公園までの徒歩による旅行者の立場から見た案内サインの多言語化。(歩道サイン、バス案内等)

J R弘前駅から弘前公園までのエリアの公衆無線L A Nの敷設。

ロンリー・プラネットやトリップ・アドバイザーなどF I T旅行者が良く利用するガイド誌やサイトへの積極的な情報発信。

外国人観光客宿泊助成制度について、団体客向けの旅行エージェントへの助成に加え、個人客向けのO T A (Online Travel Agent)への助成制度。

観光振興部 国際広域観光課  
財務部 情報システム課

## 市の処理方針

経緯

外国人観光客の誘導を図るための案内板等は、より効果的に配置されるよう設置に努めておりますが、一部の観光案内板や標柱については、設置後、掲載内容の更新や見直しが行われていないため、古い情報のままになっているものや、経年劣化による破損のほか、表示が見えづらくなっているものが散見されている状況にあります。

・平成21年度 市街地観光案内標識 見直し工事

・平成23年度 市街地観光案内標柱 設置工事

・平成26・27年度 ミシュラン・グリーンガイドジャポン看板設置  
(設置場所：弘前市立観光館・弘前公園・J R弘前駅・弘前市まちなか情報センター・津軽藩ねぶた村)

・平成28年度 公共交通機関の誘導看板(4か国語)をJ R弘前駅中央口付近に設置予定

・その他、市内マップ(4か国語：英語、韓国語、繁体字、簡体字)や公共交通機関案内図(4か国語：英語、韓国語、繁体字、簡体字)、土手町循環バスのチラシ(英語)を、弘前市観光案内所などに設置。

経緯	<p>また、多くの外国人が、ＪＲ弘前駅を訪れると思われる日（クルーズ船来航）には、ＪＲ弘前駅改札出口に臨時の観光案内所を設置し、公共交通機関へスムーズな誘導に努めております。</p> <p>ＪＲ弘前駅から弘前公園までのエリアの公衆無線ＬＡＮの敷設状況は、以下の１３か所となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市観光案内所（ＪＲ弘前駅１Ｆ）</li> <li>・弘前バスターミナル（弘南バス株式会社）</li> <li>・弘前市まちなか情報センター</li> <li>・ルネスアベニュー</li> <li>・株式会社中三 弘前店</li> <li>・天香堂ピアザ</li> <li>・予約貸切宴会場 さんの丸（北菜館３Ｆ）</li> <li>・株式会社菊池薬局 本店</li> <li>・津軽弘前屋台村 かだれ横丁</li> <li>・下土手町商店街振興組合</li> <li>・百石町展示館</li> <li>・弘前市立観光館</li> <li>・弘前公園</li> </ul> <p>ＦＩＴ旅行者へは下記媒体を活用し情報発信に努めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成２６年度 Youku・YouTubeによるネット動画（秋・冬編）作成</li> <li>・平成２７年度 Youku・YouTubeによるネット動画（春・夏編）作成</li> <li>中国版ツイッター（ウェイボー）による情報発信</li> <li>・平成２８年度 中国版ツイッター（ウェイボー）による情報発信</li> <li>タイ雑誌「Travel with kids」への掲載</li> <li>・その他、facebook（４か国語：英語、韓国語）、ホームページ（４か国語：英語、韓国語、繁体字、簡体字）により情報発信しております。</li> </ul> <p>県と一体となった台湾からのチャーター便誘致及び、当市への台湾人観光客宿泊者数の増加を目的とし、平成２６年度より台湾人観光客向けに宿泊助成を行っております。</p> <p>また、中国便誘致及び、当市への中国人観光客宿泊者数の増加を目的とし、平成２８年度より中国人観光客向けに宿泊助成を行っております。</p>
今後の処理方針	<p>外国人観光客のスムーズな誘導対応については、受入環境整備の一環として、市街地全域で対応していかなければならない案件であると認識しております。</p> <p>市内の案内サインについては、既に概ね多言語化しておりますが、一部では老朽化が目立つものもありますので、更新の際に、より案内効果が高いものになるよう検証しながら再度設置してまいります。</p> <p>また、吉野緑地については、平成３２年の完成をめざし現在整備を進めている状況です。吉野緑地の案内サインについても整備の一環として平成３２年の完成を見込んでおります。</p> <p>平成２８年度中には追手門広場と蓬莱広場への整備も行うことにしております。平成２９年度には藤田記念庭園（屋外庭園箇所）への増設を予定しているほか、市民中央広場（桜大通り）の改修計画に合わせて整備を検討してまいります。</p>

また、アクセスポイントの設置にご協力いただける民間店舗等も随時募集しており、こちらからも設置の協力を呼び掛けていきたいと考えております。

F I T旅行者については、本市においても近年増加傾向にあり、重要なターゲットであると考えております。

F I T向けの情報発信としては雑誌やSNSなど様々な広告媒体がありますが、オンラインプラットフォームやトリップアドバイザーについては、広告費が高いことから見送っている状況です。

本市としては、これまで通りSNSを情報発信の軸としながら、費用対効果の高い媒体を活用し情報発信に努めてまいります。

O T Aへの助成については、F I Tの宿泊促進の一つとして、宿泊関係者などを交え検討してまいりましたが、一過性のものになるのではと懸念されたことから、実施にいたっておりません。

代わりに平成28年度については、弘前公園桜・紅葉特別ライトアップ期間中に市内の外国人宿泊客に土手町循環バスの無料乗車券を配布し、受入環境を充実させF I Tのリピーターを増やすことを目的に、試験的に事業を実施したものであります。

今後も関係者を交え意見交換しながら、効果的な事業を実施できるよう努めてまいります。

今後の  
処理  
方針

担当：国際広域観光課 国際広域観光係 係長 成田真也 内線532  
情報システム課 情報化推進係 主幹兼係長 諏訪秀樹 内線370



## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 26

弘前さくらまつり開催100周年記念事業実施に対する支援について

要望事項の内容

全国でも屈指の桜の名所として弘前市が誇る「弘前さくらまつり」ですが、第一回目の開催は1918年（大正7年）、当時はまつりの名称を「観桜会」と称し、弘前商工会が開催したという歴史がございます。現在まで、途中開催中断の時期もありましたが、2017年には記念すべき観桜会開催100周年を迎える年となります。

つきましては、弘前さくらまつりを全国屈指のまつりに育て上げた先人の苦勞に感謝し、今以上にインバウンド含めた観光客の集客が期待される弘前さくらまつりの更なる発展を願い、今後弘前商工会議所では100周年記念事業の検討を行っていくこととしておりますので、弘前市として記念事業検討への参画と実施の際の支援を要望いたします。

観光振興部 観光政策課

## 市の処理方針

経緯

- ・ 1918年（大正7年） 第1回観桜会（弘前商工会主催）
- ・ 1944年（昭和19年）観桜会中断（3年間）
- ・ 1961年（昭和36年）観桜会から弘前さくらまつりへ改称
- ・ 2017年（平成29年）さくらまつり100年目
- ・ 2018年（平成30年）さくらまつり100周年
- ・ 2020年（平成32年）さくらまつり100回目

今後の処理方針

弘前さくらまつりについては、貴所に加え、弘前市、（公社）弘前観光コンベンション協会、（公社）弘前市物産協会による四者が主催となり、例年開催しております。

2017年については、第一回観桜会から数え、100年目を迎えることから、貴所のご意見のとおり、これを格好の機会ととらえ、これまでの歴史を振り返り、先人たちの功績に感謝するとともに、今後の更なる発展を目指していくことが必要であると本市でも考えております。

具体的な100周年記念事業の内容につきましては、貴所が中心となり設立予定である実行委員会において、市民や観光事業者を含めた「オール弘前」を構築し、その中で協議しながら、決定していくこととなりますが、実行委員会には、当然に本市としても積極的に参画し、成功に向けて誠心誠意協力してまいります。

担当：観光政策課 誘客推進係 主幹兼係長 大和田淳 内線250

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 27 ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成について

要望事項の内容

ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成として、下記について要望いたします。  
 インターンシップ受入企業に対する助成制度の創設など、ものづくり技術に触れる機会を維持するための施策。  
 インターンシップ受入事業所へ受入ガイドの継続。  
 地域独自の伝統文化や伝統工芸の素晴らしさを、幼少期からの教育現場で学んでもらうための仕組みづくり。  
 青森県の未来を担う人・ものづくりを融合した研修や若手後継者だけでなく新入社員や幹部候補生向けの研修

商工振興部 商工政策課  
 教育委員会 教育センター

## 市の処理方針

経緯

市では、建設業及び地元建設業者への関心と理解を深めてもらい、地元建設業者への就職促進を目的に、市内高校生を対象とした意見交換会や現場見学会を開催しているほか、事業所訪問を通じてインターンシップ受入企業の開拓を進めています。

その他、青森県漆器協同組合連合会では、平成16年から「児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業」を行っており、小学校の子ども達に津軽塗の製作を体験していただいております。（平成28年度実績：9件）

市では、受入ガイドの内容を昨年修正し、適宜インターンシップ受入事業者等に配布しております。

市教育委員会では、市内の小学校全3・4年生に対し、社会科副読本「わたしたちの弘前」を配布し、郷土に関する学習の充実に向けて取り組んでおります。その中の「特色ある地いきと人々の暮らし」について学ぶ項目では「津軽塗をつくるまち・弘前市」と題して代表的な伝統工芸品である津軽塗を取り上げ、詳しく学習しております。

また、中学校の総合的な学習の時間では、職場体験等の体験学習を通して、伝統工芸の素晴らしさやそれを支える人々の想いに触れる機会をつくっております。加えて、平成30年度からは全市小中学校において「ひろさき卍学」を実施します。これは「郷土を学び未来をつくる弘前っ子の育成」を目指し、9年間で弘前を体系的に学ぶ取組です。その中で、中学2年時には「伝統文化と産業」について学ぶ機会を設けることとしております。

市では、津軽塗業界の高齢化に伴う後継者不足を解消するため、津軽塗職人を目指す若者を対象に技術を身につけるための研修に対して補助しております。

補助名称：津軽塗後継者育成研修事業補助

実施主体：青森県漆器協同組合連合会

経緯	<p>補助名称：津軽塗後継者育成研修事業補助          実施主体：青森県漆器協同組合連合会          実施状況：1期 平成19年10月～平成23年3月 修了生：6名          2期 平成23年10月～平成27年3月 修了生：4名          3期 平成27年9月～平成31年3月（予定）研修生：現在2名          また、建設業の事業者等で構成される組合が実施する建設業への入職促進に資する事業を支援しております。</p> <p>補助名称：建設業未来の人づくり事業費補助金          実施主体：弘前地区溶接協会          実施状況：高校生溶接塾          平成28年7月4・11日、10月19・24日、12月5・12日（計6回）          加えて、国と市との一体的実施事業においても、さまざまな就労支援を行っております。</p> <p>事業名称：若年労働者セミナー（労働関係法、ビジネスセミナー等）          実施主体：㈱I・M・S（青森労働局からの委託事業）          実施状況：第1回 6月21日 実績：17社から41名参加          第2回 12月21日 実績：13社から33名参加</p>
今後の処理方針	<p>助成制度の創設については考えておりませんが、引き続き、受入企業の開拓と実施に当たってのサポートを行ってまいります。</p> <p>また、ものづくり技術に触れる機会を維持するための施策については、今後も各団体のニーズや他市町村等の状況を踏まえ、適宜検討してまいります。</p> <p>受入ガイドについては、今後も状況に応じて見直しを行い、インターンシップ受入事業者等に配布してまいります。</p> <p>今後も義務教育9年間を通して郷土に関する学習を計画的・継続的に実施するとともに、その中で、伝統文化及び伝統工芸の素晴らしさや他に誇るべき弘前の魅力について気付き、主体的に関わろうとする児童生徒の育成に努めてまいります。</p> <p>後継者不足により、廃業する事業者が多い現状から、市としても若手後継者の育成は重要と認識しております。</p> <p>まず、「青森県の未来を担う人・ものづくりを融合した研修」については、技術の習得のみならず、ビジネスとして成功するためのノウハウの習得も必要と考えておりますが、このような研修は金融機関などの他団体で実施していることから、これらの情報収集に努め、積極的に情報提供をしてまいります。</p> <p>また、新入社員や幹部候補生向けの研修については、県が実施している研修や、国と市との一体的実施事業において実施している研修もあることから、これらの情報提供に努めてまいります。</p>

担当：商工政策課 物産振興室 総括主査 太田 尚亨 内線252  
 商工政策課 就労支援係 主事 西谷 充顕 内線254  
 教育センター 指導主事 村元 治 内線181

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 28	学生対象の溶接技術講習会並びに溶接競技大会開催の際の支援について
---------	----------------------------------

要望事項の内容	<p>現在、弘前市においては学生を対象とした溶接技術競技大会は開催されておられません。溶接技術が「もの作り」の基盤技術となり工業分野でも中枢を占めるものでもあり、その技術伝承が就職率の向上の一翼を担うものであります。宮城県・福島県などでは競技大会が開催され、それが後継者の育成に寄与していることから、弘前市においても、競技大会が開催された場合には支援を要望いたします。</p> <p>あわせて、平成27年度に開催された溶接技術講習会には「建設業未来の人づくり事業支援補助金制度」による支援をいただきましたが、来年度につきましても引き続き同制度による継続支援を要望いたします。</p>
---------	---

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

当市において、溶接技術競技大会が開催されたことがないため、支援の実績はありません。

また、溶接技術講習会については、弘前地区溶接協会が「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」を活用し、「高校生溶接塾」を実施しています。

**【高校生溶接塾】**

実施者 弘前地区溶接協会

実施日 平成28年7月4・11日、10月19・24日、12月5・12日

対象 弘前工業高等学校機械科3年生

内容 実践的溶接技術の講習会

活用助成制度 弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金

溶接技術競技大会に対する支援については、同大会が開催される場合に検討いたします。また、高校生溶接塾に対する支援については、平成29年度においても「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」により、引き続き支援してまいりたいと考えております。

担当：商工政策課 就労支援係 総括主査 山崎 幾子 内線 918

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 29

「弘前ブランド」を国内外へ発信できる施策の検討について

要望事項の内容

弘前市においては、国内外へ当市の地場産品の売り込みを見据え、下記の施策を検討していただきますよう要望いたします。

地元物産品の周知のための県外での比較的コンパクトなイベント(縁日や宵宮のような)や交流を行う仕組みづくりと支援の強化。

海外で行なわれている当市地場産品が出展できるような見本市への出展に対する支援や参加に対する助成制度の継続。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

市では、当市物産の宣伝紹介及び販路拡大を目的に弘前市物産協会に対して補助金を交付しており、市と弘前市物産協会が連携して、百貨店催事や県外イベント、友好都市催事に出品等を行い、広く宣伝紹介に取り組んでおります。

平成26年度から「ひろさきブランド販路開拓支援補助金」にて、中小企業等が持つ独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大、新規需要開拓の促進を図るため、国内・海外の見本市等への出展事業を支援しております。

平成28年度には新たに「海外販路開拓支援補助金」を創設し、海外の見本市等への出展の他に個別商談も新たに補助対象としました。

今後の処理方針

県外での縁日や宵宮のようなコンパクトなイベントや交流については関係団体と協議した結果、費用対効果は望めないことから参加ニーズはなく、対応は困難であると考えております。

今後も、引き続き海外で行われる見本市等への出展に対して支援してまいります。

担当：商工政策課 物産振興室 総括主査 太田 尚亨 内線252

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 30 弘前市融資制度（特別保証融資）の拡充について

要望事項の内容

弘前市の特別保証融資は今年度、利子補給期間を2年から1年に短縮、利子補給率を2%から1%に引き下げをしておりますが、利用者の負担が増え、市融資制度の利便性が損なわれた結果となっております。

つきましては、次年度において、元の利子補給期間2年、利子補給率2%に戻していただきますよう要望いたします。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

市では、中小企業者の経営安定化と事業活性化のため、社会情勢等を踏まえ、検討を加えながら各種融資制度を実施しています。

「小口資金特別保証融資制度（平成26年度以前は制度名「特別保証融資制度」）及び「小口零細企業特別保証融資制度」については、近年、リーマンショックや長期デフレ、東日本大震災、消費税率の引き上げ等、中小企業者にとって厳しい経済状況が続いてきたことから、利用者の負担を軽減するために、平成27年度まで、融資後2年間、2%相当額の利子補給を実施してきましたが、平成28年度は、県内の景気状況や、長期金利の継続的な低下、他市の金融施策等を考慮した結果、利子補給の期間を2年から1年に短縮し、かつ利子補給率を2%から1%に引き下げ、利用者の負担増を考慮し、融資上限利率をそれまでの2.3%から2.2%へ引き下げたうえで実施しています。

今後の処理方針

緩やかな持ち直し傾向が続いている県内の景気状況や、引き続き低下している長期金利等を考慮した結果、小口資金特別保証融資制度及び小口零細企業特別保証融資制度の利子補給については、平成28年度末をもって廃止する予定です。

なお、融資制度自体については、利用者の負担が増加することを考慮し、融資上限利率の引き下げを検討したいと考えております。

今後も、融資制度のあり方については、中小企業の経営の安定化と事業の活性化に資する制度となるよう、社会情勢等を踏まえ、適時適切に検討してまいります。

担当：商工政策課 商業振興係 主査 鼻和 孝夫 内線259

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 31 マル経融資制度の利子補給の実施について

要望事項の内容

弘前市では、マル経融資制度に対する利子補給の実施は考えていないとの回答であります。現在、県内7商工会議所が所在する市のうち、この利子補給を実施していないのは弘前市と黒石市のみとなっております。日本政策金融公庫の融資制度を活用している事業者も市内には多くあり、市の特別保証融資とマル経の2つに対して利子補給をしていただくことで、市内で事業を行っている方を幅広く支援することができることから、マル経融資制度の利子補給の実施を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

市では、市内中小企業者の経営の安定を図るため、幅広い目的に利用できる融資制度として、「小口資金特別保証融資制度」、「事業活性化資金特別保証融資制度」を、また、責任共有制度導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい小規模零細企業を対象に、「小口零細企業特別保証融資制度」を実施しております。

これらの制度については、信用保証料の全額を補助しているほか、「小口資金特別保証融資制度」及び「小口零細企業特別保証融資制度」については、融資後1年間、1%の利子相当額を補助しております。

マル経融資制度への利子補給については、平成24年度から継続して実施の要望をいただいておりますが、市が上記融資制度を実施していることから、これまで実施してきませんでした。

今後の処理方針

緩やかな持ち直し傾向が続いている県内の景気状況や、引き続き低下している長期金利等を考慮した結果、小口資金特別保証融資制度及び小口零細企業特別保証融資制度の利子補給については、平成28年度末をもって廃止する予定です。

なお、平成29年度は、利用者の負担を軽減し、中小企業者を支援するために、融資上限利率の引き下げを検討したいと考えておりますので、マル経融資制度の利子補給は実施いたしません。

市では、今後も中小企業者の経営の安定化と事業の活性化につながる制度を実施するために、融資制度のあり方について、金融情勢や利用状況、他市の金融施策等を踏まえ、適時適切に判断をすることとしておりますので、マル経融資制度への利子補給も含め、引き続き検討してまいります。

担当：商工政策課 商業振興係 主査 鼻和 孝夫 内線259

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 32 新規学卒者など若者の地元就職に向けた施策の推進について

要望事項の内容

現在弘前市で行っている新規学卒者など若者の地元就職に向けた施策である大学・企業連携地元就職推進事業等について下記の要望をいたします。

将来の弘前地域を担う高校生、大学生が就職活動をするにあたって、地域の企業の存在があまり周知されていない現状が、地域の高校、大学の就職担当部局から聞かれております。現在、弘前商工会議所で事務受託している弘前地区雇用対策協議会において、弘前企業ガイドブックを毎年度作成、配布してきておりますが掲載企業が少なく、また、作成部数も限られ就職希望者全員に配布されていない状況にあります。人口減少社会において、高校生、大学生の地域企業への就職推進は重要な施策であることから、高校生、大学生の就職希望者に対し、地域の企業を広く周知すべく、今後は弘前企業ガイドブックの掲載企業を増加し、内容の充実を図ることとしていることから、ガイドブック作成に対する支援を要望いたします。

あわせて、弘前地域出身の県外大学生の就職活動に対しても弘前地域企業への就職が推進されるよう、弘前企業ガイドブックWeb版（ホームページ）の充実を図る際にも支援を要望いたします。

大学生の半数以上が奨学金制度を利用し就学している現状にあります。就職と同時に奨学金の返還が始まるため大学生は就職先の選定にあたり、待遇や条件の良い東京を中心とした企業を選ぶ傾向にあり、地方都市においては若者流出に歯止めがかからない状況にあります。このような状況を打破し、弘前市内への若者の就職を促進していくため、弘前市内の企業に就職した大学生の奨学金返還に対する補助制度の創設を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

弘前企業ガイドブックについては、毎年度、弘前地区雇用対策協議会が作成しており、市では同協議会に対して、企業ガイドの制作費（印刷製本費及びホームページ作成料）の一部を補助しています。（平成28年度：250千円）

緯

地元企業就職者の奨学金返還に対する補助制度については、現在のところありません。なお、平成29年度の国・県に対する重点事業要望事項に係る県知事への説明会の場において、若者の県外流出抑止策の1つとして奨学金返還に対する補助制度の設立について、県に対して提案したところです。

今後の処理方針

「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少を抑制するための取組みとして「大学・企業連携地元就職推進事業」を掲げ、オール弘前で大学生や高校生の地元企業への就職を推進していくこととしておりますが、そのためには地元企業の魅力を、積極的に大学生等へ情報発信することが重要になるものと考えております。

そのようなことから、地元企業の魅力を発信する方法及び制作体制、経費負担等について、地元企業や弘前商工会議所、弘前公共職業安定所、大学、市などの関係機関が連携しながら協議を進め、「オール弘前」で大学生等の地元就職を推進してまいりたいと考えております。



今後の 処理 方針	<p>近年、奨学金利用者の増加により、大学卒業と同時に多額の奨学金の返還が開始することから、就職企業を選択する際の理由の1つとして、これまで以上に給与面が重視され、給与水準が高い都市部への就職が進んでいる傾向にあります。</p> <p>このような傾向に歯止めをかけるため、奨学金の返還金に対する補助制度を創設することは対応策の1つであると認識していることから、県に対しても引き続き働きかけていくとともに、既に同制度を実施している自治体の状況も注視しながら、研究してまいりたいと考えております。</p>
-----------------	--

担当：商工政策課 就労支援係 主幹兼係長 澁谷 卓 内線 9 1 8

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 33 スポーツ振興による経済活性化について

要望事項の内容

日本においては、2019年開催のワールドカップラグビー大会や2020年開催のオリンピック・パラリンピックといった世界規模の大会を控え、更に青森県では現在、2025年の国民体育大会(国体)誘致に向けた運動を展開しており、スポーツ熱は益々盛んになっていくものと想定されます。

つきましては、上記国際大会等の競技会場としての誘致活動並びに、先般弘前市がソフトボール事前合宿地として台湾と協定を結びましたが、本市として事前合宿地の更なる誘致を行い、本市経済の活性化につなげていただきますよう要望いたします。

市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課

## 市の処理方針

経緯

市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、本市からのトップアスリートの輩出と一流のプレイを間近に見る機会を創出していくことを目的に、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業を進めてまいりました。

特に、ソフトボール日本代表監督もつとめた、本市の職員である齋藤春香主幹の存在や、日本ソフトボール女子1部リーグ所属チームの合宿受け入れ実績などがある、「ソフトボール競技」を誘致種目に絞り、本市と幅広い交流のある「台湾」と交渉を重ねた結果、平成28年11月16日、東京2020大会への出場が決定した場合に、本大会へ出場するチームが、市で事前合宿を実施する旨の基本協定を台湾ソフトボール協会と締結したところでありました。

また、国際競技大会の誘致では、平成29年6月に日本、韓国、中国、台湾の東アジア4か国の代表チームによる、「2017第6回東アジアカップ女子ソフトボール大会」の弘前開催が決定しております。

ラグビーワールドカップ2019日本大会関連での取り組みとしては、「弘前にラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地誘致を実現する会」から、要望書及び署名が提出され、協議及び検討した結果、要望団体の積極的なバックアップ体制を条件に、平成28年12月20日付で「ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地選定プロセス応募申請書」を提出したところでありました。

今後の処理方針

これまで取り組んできた、事前合宿や国際大会の誘致をスポーツ振興の起爆剤とするとともに、誘客促進の好機と捉え、インバウンド対策にも積極的に取り組んで参りますが、民間においても選手や観客の受入環境の充実に努めていただくことが、経済波及効果を一層高めるものと考えております。

また、弘前市運動公園、岩木山総合公園、青森県武道館など、合宿や大会実施施設として優れた施設があることから、今後も合宿誘致や大会等の誘致活動に取り組んでまいりますが、海外チームの合宿や大規模な大会の更なる誘致には、多大な財政的及び人的負担を伴うため、市内スポーツ団

今後の 処理 方針	体や観光産業界を含む市経済界との連携を図り、市の財源を経済的で効果的に活用が図れる方策を探りながら進めてまいります。
-----------------	--

担当：文化スポーツ振興課 スポーツ推進係 主幹 古山 潤 内線903

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 34 各種イベントの効果測定の実施と測定結果の周知等について

要望事項の内容

弘前市ではイベントが数多く開催されておりますが、イベントの中には打ち上げ花火的なものも見受けられる状況にあることから、その効果測定の実施やその結果に基づく継続・中止等の判断の実行並びに測定結果の周知について要望いたします。また、イベントが同じ日に別々の場所で開催されるなどの弊害については、各施設の予約状況の調査による事前調整を行うなど、費用対効果も考慮して効率的に実施していただきますよう要望いたします。

観光振興部 観光政策課

## 市の処理方針

経緯

本市では、四半期に一度、月毎の観光客の入込客数調査を行い、県に報告しており、その結果は年に一度県から公表されております。  
 また、平成24年10月より、市内各宿泊施設に対して毎月の宿泊客数調査を行っており、その結果をホームページで公開しております。  
 その他、平成28年度はさくらまつり期間中に本市を訪れた観光客等を対象とした観光アンケート調査を実施し、一人当たりの消費額などを調査し、ホームページにて結果を公表しております。

今後の処理方針

イベント毎に詳細な調査を行うことは、人件費などの費用負担が大きい  
 ため、調査を行うイベントや調査項目を検討し、必要に応じて追加調査  
 を実施したいと考えております。

担当：観光政策課 観光企画係 主事 黒田麻美 内線232

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 35 公衆用道路の固定資産税非課税基準の緩和について

要望事項の内容

弘前市では、平成27年度から公衆用道路(私道)のうち位置指定道路については、非課税となりましたが、位置指定道路として指定を受けることができない公衆用道路(私道)で、不特定多数の人が利用でき、道路以外の目的での使用ができない公衆用道路(私道)については課税されております。

つきましては、固定資産税の課税基準としている「公共の用に供する道路」の基準の緩和を検討していただきますよう要望いたします。

財務部 資産税課

## 市の処理方針

経緯

固定資産税における公共の用に供する道路の非課税の範囲については、地方税法第348条第2項第5号に定められております。

その中で、一般的利用に関して何等の制約を受けていない私道について、公道から他の公道へ連絡している場合は、公共の用に供する道路に該当するため非課税ですが、袋小路である場合や公道から同一の公道に連絡しているような場合は、沿接する宅地の居住者その他利用者が極めて不特定多数にのぼる等の事情により、その利用の実態が広く不特定多数の利用に供されていると認められものを除き、公共の用に供する道路に該当しないものとされております。

このため、私道の形態と利用状況から「公共の用に供する道路」と判断するための基準が必要となることから、本市では下記のとおり規定しています。

いずれの場合も分筆され区域・地番が明確であり、現況も側溝・縁石等で境界が明確であるものとします。

私道であっても、公道から公道に接続する4m以上の道路については非課税とする。

私道であっても、位置指定道路(建築基準法第42条第1項第5号)に指定された道路については非課税とする。

行き止まりの私道であっても幅員4m以上の道路で10区画以上が利用する道路については非課税とする。

上記以外で、4区画以上が利用する幅員4m以上の道路については、私道の補正(6分の1)を適用する。

つまり ~ の場合は非課税とし、 の場合は非課税には該当しません。が、私道補正を適用して課税を行っております。

今後の処理方針

隣接する宅地が少ない道路に対する課税基準については、税の公平性の観点からも本市の現状の基準は妥当なものであると考えております。

担当：資産税課 土地係 主幹兼係長 奈良 幸仁 内線292

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 36

青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る国、県、関係機関等に対する要望活動について

要望事項の内容

青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る国、県、関係機関等に対して、弘前市として下記について要望活動を実施していただきますよう要望いたします。

見通しが悪く、トラック同士のすれ違いもできず、渋滞の原因となっている境関・撫牛子間の奥羽線踏切の拡幅工事の実施要望。

奥羽線新青森駅の利便性を高めるための防風・防雪シェルターを設置し、老人、子どもをいたわるためホームの待合室の大型化や増設、また新幹線が運行していても奥羽線が止まっていることがあり、それらに対する対応についてのＪＲ等関係機関への働きかけ。

青森空港の利便性向上

計器着陸装置のカテゴリー が設置されていることを活かし、また、団体観光客の受け入れ態勢を整えるための就航している機体の大型化。

S u i c aの導入について

運賃精算や街中の一部の商店での商品代金の支払いにも利用できる電子マネー機能を有するS u i c aについて、利便性が相当高いことから、今後の導入に向けてのＪＲへの働きかけ。

都市環境部 都市政策課  
建設部 建設政策課

## 市の処理方針

経緯

県道松木平撫牛子停車場線の撫牛子踏切の拡幅要望については、これまでも、市政懇談会等により要望が寄せられており、市としましては、道路管理者である中南地域県民局に対して拡幅整備の要望を再三申し入れております。（県では平成13年度において、整備に向け事業を進めたものの、一部地権者の協力が得られないことから、これまで整備が実現しないまま、現在に至っております。）

平成22年12月 東北新幹線「新青森駅」開業。

平成27年12月 奥羽本線新青森駅に待合所増設。

これまで、青森県や沿線市町村とともにＪＲ東日本本社及び秋田支社に対して、奥羽本線の複線化や冬期間の安定的な運行等の要望活動を行っております。

平成6年9月 青森 - 羽田間に全日空が就航し、日本航空とのダブルトラックとなる。

平成15年4月 青森 - 羽田間から全日空が撤退。

平成19年3月 青森空港で「カテゴリー 」の運用開始。

日本航空が青森 - 羽田間に対応機を投入。

平成26年7月 青森 - 札幌間、青森 - 伊丹間に全日空が就航し、再びダブルトラックとなる。

平成27年8月 日本航空が青森 - 伊丹間に「カテゴリー 」対応機を投入。

<p>経緯</p>	<p>平成28年4月 県の青森空港管理事務所から、2015年度の国際線・国内線の定期利用者数が6年ぶりに100万人を超えたと発表あり。</p> <p>平成28年12月 日本航空が青森 - 札幌間の一部に「カテゴリー 」対応機を投入。</p> <p>青森県や青森空港ビル(株)等と連携し、青森空港の利便性向上に努めております。</p> <p>平成27年7月 国の「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」において、未導入地域の解消に向けた方策として「10カードへの参加」、「地域独自カード+10カードの片利用」の方向性が示されている。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>ご要望の路線の拡幅については、必要性を認識しておりますが、撫牛子踏切の拡幅については、未だ関係者の同意が得られず、整備に着手できない状況であると伺っております。また、踏切前後の部分が交通の支障となっていることから、踏切部分だけ拡幅しても効果は少ないものと考えておりますので、今後も県の状況を勘案しながら、拡幅整備の要望をしていきたいと考えております。</p> <p>奥羽本線新青森駅の利便向上及び奥羽本線の安定した運行は、地域住民のみならず、当市を訪れる観光客が快適に利用するためにも重要であることから、実現に向けて関係機関とともに、JR東日本に対し要望活動を継続してまいります。</p> <p>なお、昨年12月にはJR東日本において、奥羽本線新青森駅に待合室を増設し、電車の停車位置を合わせており、利便性の向上が図られました。</p> <p>機体の大型化による青森空港の利便性向上に関しては、利用率向上が必要不可欠となります。一昨年度であります、青森空港発着の定期利用者数が6年ぶりに100万人を超えたことから、引き続き青森県等の関係機関との情報交換を行いながら、この水準が維持できるよう働きかけてまいります。</p> <p>なお、日本航空では昨年12月から青森 - 札幌間の一部に機体の大型化と「カテゴリー 」対応機の運行を行っているものと伺っております。</p> <p>交通系ICカードの導入については、全国共通で利用できるSuicaを含めた「10カード」の導入か、この「10カード」と地域内でのみ利用可能な「地域独自カード」が同時に利用できる仕組みが良いか検討を行っておりますが、弘前市単独では事業採算性が成り立たないため、青森県内の他の自治体を含めた広域的な取組みについても検討してまいります。</p> <p>また併せて、JR東日本に対しても引き続きSuicaの導入を要望してまいります。</p>

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線 2 1 4  
都市政策課 交通政策推進室 主幹 羽賀克順 内線 3 5 8  
建設政策課 改良係 主幹兼係長 石川竜明 内線 4 1 3

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 37 ICTを活用した地方創生弘前型モデルの構築について

要望事項の内容

ICTを活用した地方創生弘前型モデルの構築について下記項目を要望いたします。

今後、弘前市にはさらなる外国人観光客の来訪が見込まれており、平成28年度中に新規3ヶ所へのアクセスポイント増設を予定している旨回答を得ております。最も主要観光地である弘前公園のWi-Fi環境については、その接続方法が煩雑なだけでなく、機種によっては全くWi-Fiに接続できないという不具合が生じております。よって桜祭りなど混雑時に訪問されるお客様全てを満足させたいのであれば、アンテナ数増設などにより接続環境の改善をするとともに公園内のフリーWi-Fi化を早期に求めます。仮に改善が難しいのであれば、広報の仕方を工夫し、アクセスポイントがある周辺施設・エリア等への誘導を促す地図を作るなど、民間と連携した「おもてなし」手法の見直しを要望いたします。

弘前市では新たな地方創生戦略「HIROSAKI DESIGN WEEK」を展開し、市の広報や、TV番組でも随時その事業内容が取り上げられています。また、扱っているコンテンツもスノーアート、津軽塗・津軽三味線など地域独自色があるものです。最もその活動は「郷土愛を育む市民運動」を謳っていますが、まだまだ市民の認知度は低く、その浸透は一部年齢層に止まっていると感じます。それはプロモーションの仕方が若者向け過ぎることが原因だと考えられます。

つきましては、アンケートなどを随時実施しながら、老若男女が理解できる活動・広報を展開していくとともに、事業の実施状況（参加者数、年齢層、反応等）や事業費の進捗状況も合わせて開示していただくことを要望いたします。

あわせて、地域の魅力の掘り起こしや発信の手法・プロセスを中央から取り入れるだけではなく、郷土愛とノウハウを持った地元のクリエイターをさらに積極的に登用し、地域のアイデンティティを土台とする弘前独自のグランドデザインを構築することを強く要望いたします。

財務部 情報システム課  
経営戦略部 広聴広報課

## 市の処理方針

経緯

平成28年4月（さくら祭り前）に弘前公園内の3か所（本丸・下乗橋・賀田橋付近）へアクセスポイントの増設を行いました。更に、平成28年9月には禅林街に新規で4基設置したのに加え、平成28年度内には、追手門広場へ2基と蓬莱広場へ1基を新規で設置することとしています。

弘前公園は、国の史跡指定を受けており、現状変更には十分な配慮が求められるため、アクセスポイントの設置箇所も限られています。そのため、弘前公園内のWi-Fiは接続状況があまり芳しくない場所もあるということは承知しております。

接続方法については、簡素にするとセキュリティレベルの低下が懸念されるため、総務省の推奨する認証方式で、利便性と安全性の両面を兼ね備えた接続方法を採用しております。

なお、民間も含めたアクセスポイントの設置施設等の地図は「ひろさき便利まっぷ」というサイトにて公開しております。

北海道新幹線新函館北斗駅開業や最大の観光資源である弘前城の石垣修理工等を要因に交流人口の減少による地域経済への悪影響が懸念されたことから、新



<p>経緯</p>	<p>たなシティプロモーション戦略を策定し、新たな観光資源を創出するとともに、国内外への積極的な情報発信により課題解決に取り組む必要があると考え、戦略の策定・推進に取り組んできました。</p> <p>その戦略策定の契機となったのは、平成 27 年東京都で開催された「TOKYO DESIGN WEEK」（10 月 24 日）の「地方創生シティ会議」で、デザイン力や創造力、そして、強力な情報発信力で地域を成長させていくためのプロジェクト「JAPAN DESIGN WEEK」を全国で展開していくという TOKYO DESIGN WEEK からの構想発表でした。</p> <p>当市でも、新たなシティプロモーション戦略について、これまでにない新しい切り口で展開すべく検討していたところであり、農家や工芸品などの職人、芸術家など、製品や作品を制作する、いわゆるクリエイターの方々が多く存在している当市において、デザイン力や創造力、強力な情報発信力による地方創生プロジェクトを、新たなシティプロモーション戦略として展開していくこととし、弘前市経営計画及び弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に「シティプロモーションパワーアップ戦略推進事業」を掲載しました。</p> <p>平成 28 年 1 月 20 日には弘前市民会館において戦略の名称を「HIROSAKI DESIGN WEEK」として、そのコンセプトを記者発表し、平成 28 年 3 月 17 日開催の定例経営戦略会議で戦略を決定したところです。</p> <p>また、事業の実施にあたりましては、行政だけでなく、経済団体や高等教育機関などで組織する「弘前デザインウィークコンソーシアム（H28.5.27 設立）」を中心に、オール弘前体制で展開しております。</p> <p>構成員：弘前市、弘前商工会議所、弘前観光コンベンション協会、弘前市物産協会、弘前青年会議所、青森県中南地域県民局、弘前大学、青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、東奥日報社、陸奥新報社、アップルウェブの 13 機関</p> <p>主な平成 28 年度実施事業 HIROSAKI DESIGN WEEK「SAKURA」、弘前城ダンス&amp;パフォーマンスフェスティバル2016、HIROSAKI DESIGN WEEK「RINGO」、津軽塗デザインプロジェクトなど。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>平成 30 年度に弘前公園内のアクセスポイント等の機器更新する予定ですので、そのタイミングで接続状況の改善や接続エリアの拡張を図っていきたいと考えています。</p> <p>更に、民間店舗等との協働による情報発信にも随時取り組んでいきます。</p> <p>また、「ひろさき便利マップ」のコンテンツも増やしていきたいと思えます。</p> <p>「HIROSAKI DESIGN WEEK」は、新たな弘前市を創造するため、市民全員で取り組んでいくプロジェクトです。市民一人ひとりが、まちをデザインするクリエイターとして参画し、市民に長く親しまれるプログラムを展開していきます。具体的には、弘前の未来を担う若者の育成や子どもたちの感性を磨く人材育成、伝統産業のブランド化戦略の推進、観光資源の開発を行います。</p> <p>「シティプロモーションパワーアップ戦略推進事業」として市経営計画に位置づけている事業であることから、経営計画の P D C A サイクルに沿って進行管理していくとともに、その事業内容について様々な手法で P R に努めていきます。</p> <p>また、事業の内容についても、中央から取り入れるだけでなく、地元のクリエイターを登用し、中央との融合で新たな価値を創造していきけるような事業展開となるよう、今まで以上に努めてまいります。本事業の実施が、弘前への郷土愛を育む市民運動となり、ひいては地域全体の活性化につながるためには、経済団体をはじめ、各種団体や企業、そして市民一人ひとりが一体となって「オール弘前体制」で展</p>

今後の  
処理  
方針

開されるよう、官民協同の事業推進主体である「弘前デザインウィークコンソーシアム」において協議の上、進めることといたします。

担当：情報システム課 情報化推進係 主幹兼情報化推進係長 諏訪秀樹 内線 370  
広聴広報課 デザインウィーク担当 総括主査 佐々木正和 内線 507

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 38 ヘルプマークの普及について

要望事項の内容

弘前市においても配布が開始されたヘルプマークについて、知名度がまだ低いように思われます。  
つきましては、ヘルプマークが広く普及するための広報活動を行っていただきますよう要望いたします。

健康福祉部 福祉政策課

## 市の処理方針

経緯

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助が得やすくなるよう、平成24年10月に東京都で作成、配布がはじまり、東京都の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」（25年8月7日東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課）に基づいて全国の自治体で取組が進められており、ヘルプカードも東京都の「ヘルプカード作成のためのガイドライン」（平成24年10月東京都福祉保健局障害者施策推進部）に基づいて、全国の多くの自治体で作成・配布されているところです。  
青森県においても、東京都のガイドラインに基づいてヘルプマーク、ヘルプカードを作成し、平成28年10月から市町村の障害福祉担当窓口において配布しています。

今後の処理方針

ヘルプマーク、ヘルプカードについては、県において作成した「ヘルプマーク・ヘルプカード配布ガイドライン」に沿って、県が配布を開始した平成28年10月から希望者への配布及びポスター、チラシ、ホームページ、広報ひろさきでの広報などを開始しています。  
ヘルプマークの広報活動につきましては、県と協力しながら今後も継続して実施していきます。

担当：福祉政策課 障がい福祉係 主査 佐藤 龍太 内線522

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 39 ふるさと納税について

要望事項の内容

現在、全国の自治体の中では、ふるさと納税制度を上手に活用し、自治体の財政に貢献している事例がございます。

つきましては、弘前市の財政に寄与させるべく、ふるさと納税に対するお礼の品に弘前らしくユニークなものを追加し、全国の多くの方が弘前市に納税したいと思えるような魅力的な品ぞろえをしていただきますよう要望いたします。

経営戦略部 広聴広報課

## 市の処理方針

経緯

ふるさと納税は、市の自主財源確保の仕組みであるとともに、当市の魅力や特産品を全国の方々に知っていただくために非常に有効な手段であると考えております。

当市のふるさと納税のお礼の品については、平成28年8月にリニューアルし、現在78品目をそろえているほか、特典としてねぶた絵のプレゼントや、弘前城本丸石垣修理事業に関するイベントに招待するなど、弘前らしいモノやコトを提供するよう努めています。

今後の処理方針

ふるさと納税のお礼の品について、今後も随時見直しを図り、市の魅力を伝えられる商品を取り揃えていくとともに、弘前城本丸石垣修理にあわせ、体験イベントへ招待するなど、弘前市でしか体験できないコトについても、引き続き設定していきます。

今後もシティプロモーションの一つの手段としてふるさと納税制度を活用していくことで、将来の弘前ファンを育み、交流・移住人口の増加や観光産業をはじめとした地域経済全体の活性化につながるよう努めてまいります。

担当：広聴広報課 シティプロモーション担当 主事 川口 未央 内線938

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 40 女性が活躍できる取組みをしている企業のPRについて

要望事項の内容

国の政策において「一億総活躍社会の」実現、特に女性が活躍する社会の創出は重要なテーマとなっております。

つきましては、弘前市においても女性が活躍する社会創出の一環として、産休・育休等の福利厚生、女性役職者の登用など“女性が活躍できる取組み”をしている企業を認定し、表彰・PRしていただきますよう要望いたします。

市民文化スポーツ部 市民協働政策課  
商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

市の最重要課題である人口減少を抑制し、地域経済の維持・成長を成し遂げるためには、地方に「“しごと”が“ひと”を呼び、“ひと”が“しごと”を呼び込む好循環」を確立する必要があります。

その確立に当たって、高い潜在力を秘めている女性の雇用環境を改善し、その力を最大限に発揮してもらうことが非常に重要となってきたことから、市では、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「若者と女性の雇用環境の改善」を施策の1番目に挙げ、女性が社会で活躍できるように雇用環境の整備を進めることとしております。

昨年9月に青森銀行から、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を評価し、人口減少緩和に資する取組みを促進するため、市との事業連携の提案がなされ、その提案を基に弘前商工会議所青年部と弘前青年会議所の協力を得ながら制度化へ向けて調整を図り、平成29年1月20日「弘前市女性活躍推進企業認定制度」を創設いたしました。

産休・育休等の福利厚生を含む子育て支援活動に取り組む企業等については、「弘前市子育て応援企業認定制度」が既に施行されております。

今後の処理方針

制度は1月20日付で施行されましたので、今後は女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を「女性活躍推進企業」として認定し、認定を受けた企業等に対しては、青森銀行で行う事業性融資の金利優遇措置のほか、市としては、広報ひろさきやホームページでの活動周知や就労関連事業におけるPR、そして県や市で主催する女性活躍推進に関する研修等の優先案内・情報提供をするなど、企業イメージや評価の向上を支援していきます。

また、弘前商工会議所及び弘前青年会議所を通じて周知に努めるほか、毎年実施している事業所訪問時においても、同制度の周知に努めてまいります。加えて、29年度から事業所訪問の際に行う「女性の就業環境調査」で、同制度の認定企業の掘り起こしも併せて行ってまいりますので、民間事業者の皆様におかれましても、女性の職業生活における活躍推進に向けた取組みに努めていただくことが、女性が活躍する社会の創出につながるものと考えております。

担当：市民協働政策課 市民参画センター 参事 菊池 佳子 内線509  
商工政策課 就労支援係 主幹兼係長 澁谷 卓 内線918

## 弘前商工会議所要望事項

要望事項 41 「弘前ブランドセンター」設立に向けた支援について

要望事項の内容

少子・高齢化、人口減少社会を向かえ、今後の弘前市の経済活動は縮小傾向にシフトすると想定される中、今後の展開として地域資源を活用した新商品開発や地場産品の国内外での販路開拓・拡大やPR強化など、今まで以上の総合的な取り組みを推進する必要があります。

弘前の地域資源を活用した地域振興を図るために、弘前感交劇場推進委員会の関係機関が協議し、いわゆる「弘前ブランド」を国内外へ発信できる施策を検討し「弘前ファン」づくりにつながる持続的な取り組みを可能とするシステムを構築することが重要となっております。

そのシステム構築の場として「弘前ブランドセンター」構想がありますが、「弘前ブランドセンター」としての役割は、地域のビジョンを創る「ひと」、具体化する「ひと」、推進する「ひと」、調整する「ひと」、アピールする「ひと」など役割を分担し、それぞれの専門家が地域資源である「もの（工芸品・農産物等）」「こと（まつり・イベント等）」「ところ（自然・観光施設・中心市街地等）」を掘り起こし、知的財産～商品開発～販路開拓～市場導入へと繋ぎ、弘前ブランドとしてシティーセールスを推進する仕組みづくりと、「もの」「こと」「ところ」の地域資源に関して、市場ニーズ等の情報収集をもとに市場への情報発信を担うワンストップ窓口としての機能と、販路開拓・市場導入を目指すプラットフォームとしての機能も担うこととなります。

ブランドセンター設立のために必要とされている支援ニーズは、予算、専門家支援、ファンド、知財を総合的に支援する体制や、また、事業を推進する上で、特に、国・自治体が定める法律や条令等の規制緩和、煩雑な申請手続の簡素化、計画の見直し・変更等が必要であります。

つきましては、「弘前ブランドセンター」設立については、弘前商工会議所としても積極的に推進しますが、関係する団体等オール弘前体制として臨む必要があることから、弘前市が主導し設立に向けた取り組みを行っていただきますよう要望いたします。

あわせて、ブランドセンターとしての具体的な役割の一つとして、「地域団体商標登録制度」を活用したブランディング戦略構築がございます。商標登録することにより地域ブランドについての保護が図られ、地域のモチベーションアップ、模倣品の排除、PR効果など地域のイメージアップにつながります。平成26年8月の商標法第7条の2の改正により、商工会議所が登録主体となることが可能となったことから、今後弘前商工会議所が地域団体商標登録に向けた取り組みを行う場合にはその支援を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

## 市の処理方針

経緯

中国における「弘前」の商標出願

平成28年5月20日、中国において「弘前」の商標出願がなされました。（分類：30類（加工した植物性の食品）例：茶、コーヒー、お菓子等）もし「弘前」が商標登録されれば、今後「弘前」の文字を使用した30類に属する商品が、中国国内において販売できなくなります。

このような中、当市では対策チームを立ち上げ、その対応について協議検討した結果、「弘前」は著名な地名であり、著名な地名は商標登録

<p>経緯</p>	<p>できないことから、平成28年8月22日、貴所、弘前市物産協会、農協などの関係団体と共に異議申立て書類を提出いたしました。</p> <p>現在は、中国の商標局にて異議申立ての審査を行っています。 (審査は1年程度かかるものと想定されます)</p> <p>「弘前ブランド」のブランディング</p> <p>現在、当市では中国において「弘前」の商標出願がなされたことを契機に、「弘前ブランド」の保護やブランド力の強化を目的として、「弘前ブランド」のブランディング(ブランドイメージ整理、ブランド化戦略構築、ロゴマークデザイン作成・管理等)について検討を進めております。</p> <p>平成29年度には貴所や弘前市物産協会、農協などの関係団体とブランディングの方向性やロゴマークの活用方法など協議したいと考えています。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>貴所が設立に向けて主導する「弘前ブランドセンター」は、当市としても「弘前ブランド」の保護やブランド力強化のため重要な施策であることから、具体的な仕組みの構築に向けてオール弘前体制で、積極的に協働して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、「地域団体商標登録制度」への支援についても「弘前ブランドセンター」の具体的な仕組みの構築の中で、貴所と協議してまいりたいと考えております。</p>

担当：商工政策課 物産振興室 総括主査 太田 尚亨 内線252